



するといふようなことも掲げておりますし、また同時に人的能力の開発といふようなこともうたわれておりますけれども、しかし一体日本の教育全体をどういふふうに考えていくのか、その長期的教育計画、あるいはそれに対する財政の裏づけがどの程度必要か、そしてそれはまた終生産に對して何%程度でなければならぬのかといふような事情につきましても、このたび発表されました新経済社会発展計画の中にまだ盛り込まれておらないわけでございますけれども、しかしながらやはりそういうようなものを含めないと新経済社会発展計画そのものが具体化される形において出てこないといふふうにも思いますし、その点は非常に大事な点だと私は考えまして、われわれのほうではちやうどいま中央教育審議会におきまして

大学の問題あるいは大学を含めた幼稚園から大学までの学校教育制度全般についての検討をお願いをしておる。で、その試案が発表され、この五月の末には中間答申が行なわれるだろうといふふうに私は期待をしておりますが、その答申を待ちましまして、さらに中教審に對しまして、来年一ぱいかけまして、来年の五月ごろまでには長期的教育計画、あるいはそれに対する計量的な計画等も試算を出したいといふふうにも思っておるわけでございます。そして、そういうふうなわれわれのほうの長期教育計画のおおよその見当がつかましたら、ぜひともそれを盛り込んだ新経済社会発展計画というものを補正していただきたいということを先般の閣議でも特に申し添えまして、それを承認をしたといふことでございます。したがっていましてあの中にはまだ具体的には盛り込まれておりませんが、しかし盛り込まれておりませんのは、私どものほうの用意ができておらないといふことでござい

ます。それはどうしても入れなければならぬ課題であるといふふうに考えておる次第でございます。

なくって、教育の場合には人、人的開発、能力の開発といふものが意味を持つし、また同時に相当なお金を投資しなければいけないのだといふことも特に強調をしておいたわけでございます。

○杉原一雄君 いまの大臣の答弁の中で、私大の生徒の数、つまり国・公立に對するパーセント、ないし短大、高等学校あるいは幼稚園という数字をおあげになつて、私立学校の果たしている役割りといふことを一応裏づけられたかとも思います。が、私は逆に、なぜ私立の大学、短大、高校、幼稚園等がそれほど国立、公立に對してパーセントを占めるようになったのか、その根本的な洞察といひますか、そういうものを一応はつきりお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(坂田道太君) 特に高等教育機関につきましては申し上げますと、戦後非常に教育を受けたといふ学生が多くなつてきた。多くなつてきたといふ大きな原因は、やはり六・三・三・四制度といふものをわれわれが採用したということであらうかと思ひます。それで広く教育を受けたところからそういう形になつて、それで小・中の義務教育の年限延長がございましてけれども、それが九九%をこえる、そして今度は大量に高等学校に入学をする、もう八〇%をこえるといふようなことになり、さらにそれが大学に押し寄せて、そして結局今日では当該年齢の二〇%ということになつたと思ひますが、その間国立に關しましては、終戦直後幾つかの新制大学といふものができました。各県一校という形でずつとできたわけでございますが、それだけではまかない切れなかつたわけでございますが、進学の希望と同時に私立学校においては既存の大学が拡充をしたり、新たな大学が大学設置基準に基づきまして設立をされてきたといふことでございます。しかしながら、こういう高等教育機関がこれくらいたくさんできて、そして三分の二が国立でなく、あるいは公立でなくて私立に集中をしたといふことについては、一面においては私学の人たちの旺盛な意

欲といふものも認めるわけでございますけれども、同時に私どももいたしましては、やはり長期的な教育計画といふものももう少し考えられなければならなかつたといふことは、反省をいたしておるわけでございます。そのために結局多くの私立大学といふものが都市に集中をしたといふことでございまして、このことがまあいろいろの問題を私は惹起するといふことになつたかと思ひわけ

○杉原一雄君 まあ大臣の御答弁の中で、特に私立学校がなぜこのようにふえたか、しかもその結果どういふことがかもし出されたかといふことなど、簡単に御答弁をいただいたわけですが、中教審が第二十六特別委員会一月十二日に報告した「高等教育の改革に関する基本構想試案」その中でいま大臣がおっしゃつたことなどが大体報告されていふと思ひますが、特にこの中で、いま最後の段階で「多数の私立学校が大都市に集中した

り、文科系の収容力が不均衡に増大したり、また財政的な基盤が弱いため、学生数を過大にして教育条件がいくぶん低下したのも生じている。本来、高等教育機関が合理的かつ効率的に整備充実されるためには、このあとが私は大事だと思ふのですが、国・公・私立の学校全体を通じて望ましい全体計画が構想され、それにもとづいて国民全体の立場から緊要とされるものが優先的に整備されるよう、計画的に誘導し調整する公的な機能が必要とされる。」といふような、抽象的ではございますが、こうした指摘も大臣としては了解しておいでになるわけでしょうね。いかがですか。

○杉原一雄君 その次に、特に私立大学のことでございまして、私立大学が設置された当時のいわゆる建学の精神と申しますか、早稲田なり慶応等に見られるように非常に色彩のあざやかな精神が確立されて出発したわけでございまして、その後、歴史的な経過を経て大きな変遷を遂げてきていると思ひます。とりわけ第一次大戦、第二次大戦等を經過する中で、進学の精神がそのまま貫かれてい

ると思われなかつたと思ひますが、そういう歴史的な点検を、大ざっぱでよろしいですが、していただければ幸ひだと思ひます。と申し上げるのも、これから私立大学を大臣が期待するように育成強化していくという立場から、財政的に相当の金額を投入されるという今次の法案の進め方から申しまして、そうした歴史的な反省がきわめて必要であると思ひますが、その点について若干の御見解をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(坂田道太君) 先ほどもお答えを申し上げましたように、戦前と戦後では量的にも質的にも大学が変貌してまいつたわけでございまして、そのことは私立大学にも及んでおるわけで、私立大学におきましては、衆議院の文教委員会で早稲田大学の時子山さんが見えておりますが、その委員会におきましても、当時の昭和九年一一年の平均が大体百二十円の授業料であつたと、ところが、今日では、この授業料が八万四千円程度取らなかつたといふし、入学金は五万円、その他施設費等を入ると、かなりの納付金を余儀なくされていふ。おそろしくその当時といたしましては、百二十円の授業料で、いろいろな基金あるいは寄付金その他によりまして、早稲田大学の建学の精神に基づいた個性ある教育といふものが十分に果たされたと思ふのでございまして。しかし、その当時は何ぶんにも入つてまいります学生の数といふものが非常に少なかつたわけでございまして、また、それを教える先生もしたがって少なく、済んだわけでございまして。また同時に、奉職しておられる先生方の給料といふものもその基金や寄付金や、百二十円程度の入学金でまかなわれた

という事情があったと思いますが、今日の段階におきまして、まさに授業料につきましては約七百倍という状況、もちろん国立のほうは一萬二千元でございますから約百倍でございますけれども、私立大学においては、平均いたしまして約七百倍というふうなことになると思います。ということは、結局一学生の経費が非常にかかるようになってきたということ、そして、その学生数というものが非常に多くなってきた。全体的に申し上げますならば、昔は八万九千というふうな大学生の数が今日では百六十万にもなったというふうなことでございまして、今日では授業収入あるいは納付金、あるいは寄付金、基金というふうな、あるいは若干の国からのお金ということだけでは、とうてい充実した教育研究がなされないという段階にきている、こういうことだと思っております。このことは、国立の学生にかかる費用はやはり私立の学生にもかかるわけなのでございまして、戦前でもございまして、もう一切国からめんどろを見てもらわぬでも自力でやれる、私立大学をやっている。そして個性ある大学をつくることのできる。まあノーコントロールという形でできたわけでもございまして、今日ではもういままじ上げますような量的な拡大と質的変化ということから考えまして、やっていたくないというぎりぎりの段階にきた。授業料も上げられない、納付金も上げられない。そうすると、一体私立大学の経営はどうなるか。もちろん国立、公立の先生方の給与は毎年上がっていく。当然私立大学の先生方の給与も上げなければならぬ。上げる財源もない。国からの何らの援助がないとするならば当然授業料、納付金を上げるを得ない。しかしその授業料、納付金を上げるということはまた学生たちの負担、父兄の負担というものを高めるわけでございまして、これはもう社会問題あるいは学生運動の一つの原因にもなるということでございまして、しかし、外国の例を考えれば、フランスやドイツは国立大学でございまして、まあ問題はないうたしまして、私立大学の国でございまして、イギリスにおいては八〇数%が国からの援助によってまかなわれておる。アメリカみたいなお金持ちの国で相当に私立大学が多くて、そしていままではカーネギー財団であるとか、フォード財団であるとか、あるいはロックフェラー財団であるとかいうような財団から相当のお金を、寄付金をもらって、あるいは同窓会の寄付金等を集めて、そして大体授業料が三分の一、基金が三分の一、そして寄付金等が三分の一というところでやっていたアメリカも、戦後になりましたと、たゞいま申しまする学生数が非常に多くなったということ、同時に一人当たりの学生経費というものが非常に高くなつてきたということからいたしまして、もはやその財団の寄付金ぐらいいはまかない切れなくなつてきたということで、結局、連邦政府からも三〇%以上のお金を注ぎ込まなければならぬ、あるいは州のお金を注ぎ込まなければならぬ、あるいは州のお金を注ぎ込まなければならぬ、こういうふうな形になってきておるわけではございまして、ひとり日本のみが全然国のお金はやらないでも、建学の精神に基づいたならば教育がやれるというふうな時代は過ぎ去つたと思ふ。なければならぬと思うのでございまして、いつも私が申し上げますが、百六十万のうちの三十数万の国立の学生一人当たり八十萬円の金を出す、そして百万の私立大学の学生一人当たりには一萬円以下、これではどうして百万の教育研究の充実ということはない得ないんだと、そして授業料も納付金というものもこれ以上上げられないとするならば、国が経常費助成に踏み切る以外に道はないというのが今回の予算編成において私が決心を、また実現をいたしたわけでございまして、そうやって、これは百三十二億何千万のお金でございまして、初めて私学に対して経常費助成というものができました。このお金の配分という点については十分ひとつ適正にほんとうに教育研究の向上のために使つてもらわなければならぬ。血税でございまして、国民の納税者に対しては、その責任を果たさなければならぬ。そして

のために実はたゞいま御提案申し上げております日本私学振興財団法というものを御提出申し上げまして、これによって私学振興のために、あるいは配分あるいはお金の貸し付けあるいは寄付金の受け入れ等々についていろいろの事項を設けまして、そして有効適切なお金の配分ができるように、また私学振興に資するために、そしてまた納税者である国民に対して責任を果たせるような体制をつくりたいということで御審議をわづらわしたい、こういうことだと思ふ。

○杉原一雄君 私立大学の歴史的な経過なり教訓を何か大臣のほうで把握しておいてなることを聞き出すというつもりでありますが、それはまたあとに回します。質問を次の問題に展開をいたしますが、私学を助成するということまこととした理由は、実はわかりましたが、これを国民の立場に立つて私学をなせ助成するの、しかもその助成するにあつてはやはり原理原則があつてしかるべきでなか、その点について私はこう思うのであります。が、私学の皆さん、学校の学長なり総長の皆さんが寄り集まつての会合の席上でも、その点についてずいぶん議論をなすつておるようであります。が、端的に言つて国が助成をするということとは、われわれはそれを要求するのは権利なんだという表現を私学新報等にも出されているようでありまして、それを立場を変えて、われわれの立場からいへば、国民の教育を受ける権利、憲法二十六条を出すまでもなく、その教育を受ける権利、その当然の帰結として国家がそのような配慮をするというところからいへば、そうならば結果的にはこういうことが予想されるわけですね。教育の統制だ、あるいはこれは恩恵的なものだという印象を前面に出されることは好ましいことではないだろう、それから先ほども大臣がおっしゃったように、サポートするけれどもコントロールしないのだというヨーロッパ諸国の助成での原理原則めいたものを確認してよいのかどうか、その点についてお伺いしたいと思ふ。

○國務大臣(坂田道太君) 私学の一番大事な点は建学の精神を貫く、そして個性ある大学をつくりたい、個性ある大学における学生に対する教育あるいは研究ということが学生自身に対しては非常に意味を持ちますし、同時にその学生たちが卒業することによって社会に貢献する、あるいはまたその大学が積み上げた研究の成果というものが社会に還元されるという形において、私は私立というものの大学の存在意義というものがあろうかと思ふのでございまして。したがうして、私立大学の自主性あるいはその個性というものをどこまでもはぐくみ育てるという形において国は存在するという意味におきまして、私はやはりお金の面においてサポートするけれども、しかしながら教育の内容とかあるいは人事のこまかい事柄について一々くちばしを入れるというふうな意味合いの干渉ということとは考えるべきではないというふうに私は思ふのでございまして。

○杉原一雄君 大臣は非常に大事なことを言明されたわけで、そのままたしとしたいと思ふのですが、先般の提案の理由の場合でも私立学校の特徴というものを非常に強調されたわけですね。いままた建学の精神を大事にする、こうおっしゃったわけですが、ただ私は過去において非常に残念に思うことは、せっかく私立学校が理想に燃えて創立されたその理想がやがて戦争という異常な状態の中で建学の精神が極度にゆがめられていった事実等が歴然として存在しておるわけでありまして、それから、そうしたことについてもこれから私立大学のあり方あるいは若干の危機感を感じます。なかなか政府がお金を出す、そういうこととの関係において、いま、支持はするけれどもコントロールはしないとおっしゃったことは非常に重要でございまして、かりに過去の歴史等を見ましても、あるいはここに同志社大学の若干の資料が出ておるわけでありまして、これによりまして、一八八八年同志社通則第一章「綱領」の中で、何をうたわれておるか申しますと、第一条では「智徳併行ノ主義ニ基キ教育ノ業ヲ學クルヲ以テ本社ノ

目的トス」第三条において「本社ハ基督教ヲ以テ德育ノ基本トス」これが同志社の建学の精神の重要部門だと思ひます。次に途中を抜きまして、昭和十二年には、シナ事變の始まつた年ですが、同志社教育綱領の中で、第一点に出てまいつてきておるのは、「同志社ハ敬神尊皇愛國愛人ヲ基調トシテ之ヲ貫クニ純一至誠ヲ以テスル新島精神ヲ指導原理トス。」こう出てきておるわけでありまして、ありますから、一八八八年の綱領と一九三七年のこの綱領とを比較検討した場合、非常に異質なものを感じておるわけでありまして。とりわけ一九三七年の中でも、こういうこともあるわけでありましてね。「同志社ハ教育ニ関スル勸諭並詔書ヲ奉戴シ基督ニヨル信念ノ力ヲ以テ聖者ノ実践躬行ヲ期ス。」こう出てまいつておるわけでありまして。以下昭和十六年、戦争の嵐が激しくなれば激しくなるに従つて、順次建学の精神が、私の目から見たら非常にゆがめられつつある事実を指摘せざるを得ないわけでありまして。つまり私立大学のこうした歴史的な経過の中に私たちは私立大学に何を期待するか、そのようなものが確立されなければならぬ。助成するにあたりまして、いま大臣が言明された線に進められることが好ましいのでありますけれども、やはり私立大学の連合会あたりでは非常に警戒的であり、私学新報におきまして、これは四月五日号であります、社説の中で「監督強化に警戒を」という大見出しで、じゅんじゅんとして説かれておる面がございます。私もすなおにこれを見ておりまして、なるほどそうか、非常に危惧の念は持つておるわけでありまして、ここで重ねて大臣の答弁を求める必要はないと思ひますから、先ほどの言明を了として、次の問題に進んでいきます。

その次は、教育研究条件のことですが、一昨年以来、大学紛争が非常に激しく、国立大学における教育研究条件も不十分であることを国民の前に明らかにしたと私は思ひます。とりわけ私立大学は国立大学よりもなお教育研究条件が劣悪だといわれているが、その点ここにいいたいでおる表の中で読み取れることができるかもしれません。が、一応、局長のほうからでもいいから以下六点にわたつての数字を対比あるいはそれに対する考察を含めて答弁をいただきたいと思ひます。第一点は、本務教員一人当たりの学生の数。第二点は、本務教員一人当たりの、これは出し方としては妥当かどうかは知りませんが、校舎面積、私立と国立の大学を対比して。それから第三点としては、図書蔵書の数。それから第四点は、学校経費、これはばく然としておりますけれども、一人当たり幾らほどになるのか。第五点は、教員一人当たり平均一週間の担当時間数。できれば研究室の条件など、もし答えることができたならお答えください。第六点としては、教員の待遇の問題です。非常にばく然としたお尋ねをして申しわけありませんが、こうした数からあげていただければ、私立と国立との関係が、とりわけ教育研究条件のことが明確になってくる。そこに助成の方向といひますか、方向づけが出てくると思ひますので、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) 教育研究条件につきましては、お手元に資料も差しあげてございまして、たとえば大学につきましては本務教員一人当たりの学生数が、私学の場合は三〇・三人、国立の場合は八・三人、公立の場合は九・五人というふうな数字になっております。また学生一人当たりの校舎面積につきましては、私立大学の場合が一人当たり七・一平方メートルに對しまして、国立のほうは二〇・九平方メートル、公立の場合は一七・七平方メートル。それから一人当たりの経費でございますが、これは四十二年の調査でございますけれども、大学の場合に、私立大学の場合は、一人当たり二十四万四千円、これに對しまして国立の場合は四十九万四千円、それから公立の場合は三十七万七千円というふうな数字になっております。それと、これはちよつと古い資料で恐縮でございますが、私どものほうで、「わが国の私立学校」というまあいわば教育白書を出しましたときに、四十年年度の数を調べたんでございまして、私立大学の学生一人当たりの図書数が二十六・七冊に對しまして、国立学校の大学の場合には百・四冊、公立大学の場合には七十二・四冊というふうな、大体経費の場合には二分の一、それから校舎の面積が大体三分の一、それから学生生徒数は四分の一、それから図書の数も大体四分の一というふうな、かなり格差があるというところが数字に出ております。

○杉原一雄君 それに對する考察といひますか、判断ですね。文部当局ではどう考えられるかというところを、なかなか言いにくいことだと思ひます。○国務大臣(坂田道太君) やはり不十分であると思ひます。この点の質的向上といひますか、教育条件の整備なくしては、私は私立大学の教育研究の成果をあげることはできないというふうに思ひます。

○杉原一雄君 そうしますとね、私学の存在意義を、いろいろ回りくどくお尋ねしたわけですが、いま御説明の教育研究条件は非常に悪い、だから向上させる必要がある。そこで、国の助成拡大によつてこれをやりたいと、こういうことなんですよ。けれども、これについて、ことしはことし、来年は来年ではないだろうと思ひますが、少なくとも、将来何年か計画で、目標は当面国立大学並みまでということになるかと思ひますけれども、そうした点について、何か内輪で年次計画的なものがあればお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) このたびの件費を含む経費の補助を創設いたします場合に、私どもが一応考えましたことは、私立大学の役割りと申しますか、先生も先ほど御指摘になりましたように、私立大学の役割りというものをどう考えるべきかということが、やはり基本になると思ひわけでありまして。この点につきましては、ただいま基本的な考え方を中教審においてまとめつつございまして、私どもが、一応この際、要求しました考え方と申しますのは、大学の教育につきましては、まあこれは半分は本人のためかもしれないが、先ほど大臣から申し上げましたように、これは半分は社会に還元されるものではないかというふうな考え方をしたわけでございます。なお、研究につきましては、これはその大部分が社会に還元されるものではないかという考え方から、少なくとも三分の二まではこれは社会に還元されると考えてよろしいんではないか。このような考え方につきましては、いろいろ御批判があると思ひますが、今後中教審において十分検討されると思ひますが、一応、予算を要求いたします場合に、教育費につきましては、したがつて二分の一まで、研究費につきましては三分の二まではこれは社会に還元されるものとして、国民の税金から私学に援助をしてもさしつかえないのではないかと、一応考えたわけでございます。そういったしまして、とりあえず、来年度におきましては、人件費につきまして、平均いたしますと一三%、それから研究費、教育費につきまして、それぞれ国立学校の経費を基礎にいたしましてそれに計算をいたすような次第でございます。一応の考え方をそういうふうにとつたわけでございます。近々そういう問題につきましては、基本的な方針が出るというところを前提にいたしまして、予算を要求したような次第であります。

○杉原一雄君 まあ私立大学が非常に経営がむずかしい、財政的に苦しいと、こういうふうな総合していままでの答弁の中で答へが出るようですが、しかし、その中における、特に財政上の問題点というのはどこにあるのか、とりわけ、紛争等の経過を経た中で、いろいろ皆さんのほうでも検討なさつておると思ひますから、私立大学の今日の経営を困難ならしめておるものはお金と、財政だと、こういうふうにも言えるものではないかと思ひますが、その財政の問題点というのは、どこにあるのか、その点をひとつ明確にしたいと思ひます。

○委員長退席、理事田村賢作君着席

○政府委員(岩間英太郎君) 数字的に概略を申し上げますと、昭和四十二會計年度におきまして、

私立大学のこれは昼間部でございますが、その総収入が二千三百七億でございます。その収入のうちのおもなるものが、授業料等の学生納付金でございます。いまして九百七十七億、これは約全体の収入の半分近くでございます。それから寄付金が百六十四億、それから事業収入これは病院なんかの収入でございますが、これが二百六十九億、それから借入れ金が五百六十三億、借入れ金が約四分の一を占めるわけでございます。こういうふうな内容になっております。

それから支出のうちのおもなるものは、人件費が五百五十六億、これが全体の約四分の一でございます。それからその他の消費的な支出が三百六十二億、この二つを合わせますと、まあ半分近くなるわけでございますけれども、そのほかに施設費等の資本的支出が七百一十一億。それから借入れ金の返済が三百九億でございます。この資本的な支出と借入れ金が半分以上を占めておるといふふうな形になっております。私学の経営を見ておきますと、本来、授業料収入でもって大体人件費をまかなう、それから授業料収入とほかの納付金を合わせた全体の学生納付金でもって通常の支出をまかなうというのが大原則でございます。それをこえますと、私学としては赤信号がついたといふふうなことになると思ひます。ところが四十二会計年度を見ても、すでにそういうふうな傾向があらわれています。その一番大きな原因は、これは言うまでもなく人件費の毎年のペースアップでございます。人件費のペースアップ等、それからまあいわゆる物価の上昇と申しますか、そういうものが私学にとって非常に大きな重荷になっておるといふ傾向が毎年顕著に増加しつつあるわけでございます。これをまかなうためには、現在寄付金の占める割合というものが非常に減っておりますし、それから、いわゆる基金からの借入れ金というふうなものは問題にございせん。そういう意味から申しますと、結局は学生の納付金でもって私学というものは経営していかなければならない。ところが人件費と

かそれから物件費の値上がりというものがかなり大きい。ところで授業料収入がまあ主体になっております学生納付金と申しますのは、これはそう上げるわけにはまいらない。現在で約戦前の七百倍というふうな授業料の高になっております。それから私立大学に学ぶ学生の父兄の収入の状態を見ましても、百万円から百五十万円というところが非常に多くなつておるといふ点から申しまして、学生からこれ以上納付金をとるといふことはもう困難になつてきているのではないかといいとてございまして、私立大学につきましても、受給者負担といふものをどの程度考えたらいいかというところは、これは問題でございますけれども、しかし現在の状況を見ますと、もうこれ以上学生納付金に期待するといふことは非常に困難であるし、それを行ないます場合には、私学の教育の質的な低下といふものと引きかえに、結局人件費とか、それから物件費の値上がりというものを吸収する、そうせざるを得ないといふふうな状態ではないかと思ひます。そこで私学の教育研究の質的な水準を維持し、向上させるためには、先ほど来大臣が申し上げておられますように、どうしても人件費を含む経常費の助成といふものをしかなければならないのじゃないか。そう考えたのが私どもの今回の補助金の要求でございますし、またただいま御提出いたしております法案の趣旨でございます。

○杉原一雄君 それでは次に、私立大学なり私学の運営上はいろいろ財政的問題点があることがほぼ明らかになつたと思ひます。しかしそれを根本的に解決するためには、とりあえず今度の財団法あるいは補助金こういうことになるでありませんか、しかしこれも極端な言い方をすれば、雀の涙ほどでしかないのじゃないか。でありますから、今後あるいは多額の借入れ金の償還の問題とか、あるいは先ほど示されたような教育研究条件が非常に悪い、それを向上させるあるいは科学技術がこれからどんどん発達する、大臣が常に言われる情報化社会が出現する。そのため

に対応する実験、実習等の教育研究費の増加、これは当然学校教育の本来的な任務からいっても予想されるわけですから、そうならばますます国などの助成を増大しない限り、当面している財政的危機また今後の国民の期待にこたへることができないのではないだろうかと思はれるわけです。でありますから、これはとりあえず百三十億何億円のお金を計上されたわけですが、さて来年はどうかの、その次は、こういったようなことについて年次の若干の展望があればお聞きしたいのでありますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(坂田道太君) 先ほど管理局長から申し上げましたように、まず第一段階といたしましては、本務教員の給与の半額といふところを指し寄りの目標といふふうに考えておるわけでございます。

それから先ほども申し上げますように、もう少し私たちのほうにおきまして、単に私立大学のみにならず、国・公・私立あわせました高等教育機関にどれくらい必要なんですか、学生をこの五年間に必要なんだ、あるいは十年間に必要なんだ、それに対して大学は幾つくらいあればいいんだ、国・公・私立の関係はどうなんだというふうなことを大まかにひとつ計画を立て、そうだとするならば、新しい国立を幾つ作る、あるいは私立大学がどれくらい拡充されるというふうなことも計算をいたしまして、そうしてひとつ、来年の五月ごろまでには中教審においてもそのような長期教育計画と、それからそれを裏付ける財政計画といふものを出していただく、それを見まして、また私どももいたしまして検討いたしたい。またその中において私学は、私立の大学はどういうような手順と順序によって拡充整備していくかというふうなこともひとつ考えてまいりたいというふうに思つております。ただいままではまだ持つておりません、率直に申し上げまして。

○杉原一雄君 どう考えてもたいへんむずかしい問題のように思われます。学生の納付金なり授業料なり、それほどどんどん上げていくわけにもい

かないだろうし、そうすればまた一面借入れ金が増額したり、あるいはまた今日までの借金をなさないければならぬといったような、私立大学の経営がかなり困難な状況にあると思はれますが、私学の現状、会計処理の現状と申しますか、そうしたものをいろいろな角度で文部省が掌握されて、その結果として今後どう改善したらよいか、改善の方法等について、何か方策があるならお伺いしたいと思ひます。まさか百三十億で事を済ませるものでもないだろうし、そうした点での指導行政上の処置、考え方があつたら聞かせていただきたいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいまのお尋ねは、会計のやり方についてではないと思ひますけれども、一応今後の私学の経営のしかたについて、どういふふうな指導をするかといふふうな受け取りまして、ひとつ御答弁申し上げます。私学の経営につきましては、先ほど申し上げましたように、私学の経営の現状と申しまして、私どもはまず自分の学校の経営の実態といふものがどうなつておるかといふことを的確に把握させる方法を考えなければいけないのじゃないかといふことで、これは四十二年に答申のございました臨時私学振興方策調査会におきまして、そういう御答申があつたわけでございまして、まず会計経理のやり方につきまして統一した基準をつくりまして、それによって外部もその学校が一体どういふふうな経営の状態になつておるかといふことがわかるようにいたしますと同時に、経営者自体も、自分の学校は一体どういふふうな経営の状態にあるだろうかといふことを、十分把握する必要があるといふふうに考えたわけでございまして、具体的な例を申し上げますと、最近、私学の経営が悪化しているようなところがございまして、そういうところは、一つは学生が集まらないというふうな状況もございまして、これは学校を設置いたします場合に文部省のほうで、そういう点について非常に危険な状態にあるから、学校の新設というものは十分再検討し

たほうがよろしいんじゃないかというふうなことをそれぞれ助言したにもかかわらず、学校を建てまして実際に学生が集まらないというふうなところが非常に多いわけでございますが、まずそういう点がございいます。

それからもう一つは、非常に教育には熱心なんでございますけれども、教育に熱心のみならず、設備投資みたいなものが少し先走り過ぎて、そのために借り入れ金が多くなる。それから借金に苦しむというふうな場合がございます。分けて考えますと、現在私学の経営の中で、特にあぶないと思われるのは、学生が定員を満たさないというふうなことで、それから設備投資が過剰であるというふうなことで、それが大部分であると思っております。先ほど来申し上げておりますように、私学の経営と申しますのは非常にいま微妙なところにまいておりました、そういう点から考えますと、経営につきましては慎重の上にも慎重を期するということが必要ではないかと思ひます。そういうことで、一方は先ほど来大臣が申し上げましたように、国からの助成というものを強くしていくというところが、これは当然必要なわけでございまして、他方私学におきましても自分の経営の実態というものを十分把握いたしまして、困難な事態に直面しないように私どもも指導してまいりたいというふうに考えておるわけでございいます。

〔理事田村賢作君退席、委員長着席〕

○杉原一雄君 それでは少し問題を掘り下げていきますが、学生の納付金の実態でございますね。その実態について最近四、五年間の推移、それから国なり公立との比較、そうしたものが表のどこにあると思ひますが、説明を加えていただきますかと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) 概略につきましては、資料として御提出をいたしておりますけれども、ここ十年間ばかりの推移を見ますと、たとえば文科系の授業料をとってみますと、昭和三十六年に三万一千二百三十四円というものが三十八年には四万一千二百四十七円、三十九年には四万五

千六百三十四円、四十年には五万五千二百二十七円、それから四十一年には六万一千二百九十一円、四十二年には六万四千二百三十六円、四十三年には六万八千五百五十二円、四十四年には七万三千四百九十九円というふうな推移になっております。学生納付金の全体はたゞいまと同じような傾向で、昭和三十六年に六万二千六百二十二円でございますが、昭和四十四年には十七万七千三百八十三円というふうになっておるわけでござい

ます。このような状態は、これは理科系、医科歯科系も大体同じような傾向でございますけれども、この中身をさらにいたしますとおわかりになりますように、大学急増の始まりした昭和三十八年、昭和三十九年、昭和四十年、昭和四十一年と、この辺をさらにいたしますとかなりの伸びを示しております。授業料はこの際最高二割ぐらゐ上げた年がございいます。ところが最近になりましてからは、ごらんのように若干頭打ちになつたわけでございまして、これはいろいろな事情がございまして、先ほど大臣が申し上げましたように、大学の紛争というふうなものがあつたからかもしれません。まあ愚口を申すようで恐縮ですが、どうも大学急増のときには志願者が非常に多くて、この際大幅な値上げをして、多少授業料を巻き上げたと申しますか、そういうふうな傾向があるわけでございまして、最近はその傾向がまあできなくなつたという状況でございます。この大学生の急増の際の授業料値上げというものが、これが正しいものであつたとは決して私どもは考へないわけでございまして、高等学校の場合も同様でございますけれども、非常に志願者がふえる際には授業料をどかんと上げる、それから志願者が減つてくるとそれを下げるといふうなことで自体に多少問題があるのじゃないかというふうな考へるわけでございまして、推移につきま

しては大体以上でございますが、その間の消費者物価指数とそれから国民一人当たりの名目所得をそれと比べますと、どちらかと申しますと国民所得なんかと並行して授業料というものが上がつて

いる、そういうふうな傾向がございいます。

○杉原一雄君 ついででございますから、諸外国の場合ですね、学生納付金等のような制度がやはりあるかと思ひますが、二、三の先進国と比較して、そうした問題は、学校経費より運営に学生納付金はどういう役割りを果たしているのか、その点も資料がございしましたらお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) ちょっと年度が食い違つておりますので正確な比較ができなと思ひますけれども、わが国の場合は一九六六年度には国立が一万六千円、これが授業料と入学金を合計したものでございまして、それから公立が二万七千六百六十七円、これは授業料のほかに入学金、それから入学手数料を含んでおるわけであります。それから私立が十一万八千五百三十九円、これが授業料のほかに入学金、手数料、実験実習費、施設費等が入つておるわけでございまして、これに對しまして、アメリカの場合でございますが、これは年度は一九六三年度でございます。これは州立大学と私立大学ではかなり違つておりました、州立大学のカリフォルニア大学におきましては、円に換算いたしますと二十七万八千二百八十円、そのうちのバークレー分校が六万二千二百八十円、それからミシガン大学が三十二万四千円、これはいずれも授業料だけでございまして、それから私立の場合にはハーバード大学が五十四万七千円、コロンビア大学が六十一万五千円、それから最近ちよつと資料で見たのでございすけれども、女子の大学では年間二千ドルというふうなものがあつたと聞いておりますが、そうなりますと約七十二万円ということになると思ひます。かなり私立大学の場合には高い授業料をとつておるということ

が言えると思ひます。それからイギリスの場合には、一九六六年度でオックスフォード大学が十八万一千四百四十円、それからロンドン大学が政経学部が七万五千六百七十七円、理工学部が八万五千六百八十円、これは授業料、登録料、試験料、自治会費等を含んでおります。それからマンチェス

ター大学が文学部が七万五千六百七十七円、理学部が八万五千六百八十円、イギリスの場合にはわが国のちよつと私学の授業料だけの額と大体似ておるわけでございまして。それからフランスの場合はこれはだいたい安うございまして、一九六五年度でパリ大学が一万四千六百円、ブザンソン大学一万一千六百八十円、ナンシー大学一万四千六百円、これは授業料のほかにいろいろ諸経費を含んでおります。それから西ドイツの場合は、ボン大学が三万二千四百円、フランクフルト大学が四万三千二百二十円、これは登録料、授業料、厚生費等を含んでおります。フランスの場合はわが国の国立大学とほぼ匹敵しております。それから西ドイツの場合はちよつと私学と国立大学の中間と申しますか、その程度でございまして。

○杉原一雄君 いずれにしろ学生納付金が非常に重いというところは、日本の場合特に指摘できるかと思ひます。ただそのことは結果的には、教育は機会均等でないならばならないなどと憲法にも保障されておるわけでございまして、事実はそのやうなことになるわけですね。私も百姓の子として生まれて、とうてい大学など望みもしないし、入れなかつたわけですが、そういう点でやはり学生のそうしたものを軽くしていく。そして大学に入りたい者、能力のある者、とりわけ才能が埋もれることなく社会国家のために貢献できるような教育的な条件を与えていくことが文教を進める側としてはきわめて大事だと思ひますが、その点について受益者には負担の能力の限界がございまして、まず納付金を減らすということはもちろん大事です、またかりに現状の納付金を固定的に見ても、受益者の負担能力の面で別途の方向で、そうした才能なり、大学入学の希望者を救ひ上げていくというふうないろいろな処置が今日までもとられてきておると思ひますが、その概略と、今後それをより発展させていくというふうな手だてを考へておいでになるかどうか、そういうことについてお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(坂田道太君) 高等教育機関に学ぼう

とする学生が非常に増加をしたということは、単に日本だけじゃなくて、諸外国同じなんです。したがって、戦前においては諸外国においてもそういうことはあまりなかったわけですが、限られたエリートだけが大学にいったというふうな形でございます。ところが戦後におきましては、あらゆる人たちに高等教育を受けさせようという気持ちで社会全体としての、あるいは国全体としての考え方に変わってきたということ、これはやはりその時間的なあるいは歴史的な変化というものをやはり頭に置いて考えなければいけないので、日本は非常に悪かったのだというふうなことで、私は私には悪いと思います。戦後におきましてわれわれは六・三・三・四をとり、そして私学の方々が一生懸命になって子弟の教育に当たられたということが相待ちまして、とにかく当該年齢人口の二〇％の人たちが高等教育を受けるということになったということは、これは私はすばらしいことだと思つたのです。それは先進国といわれるイギリス、フランス、ドイツが、今日わずかにイギリスが一％程度あるいはフランスが一・二％程度、西ドイツがわずかに八・九％程度しか高等教育機関に学ぶことができない。しかもそれは経済的諸条件、あるいはまた場合によっては身分制度そのものがまだ温存されているがゆえにそれができないというふうな、そういうところに原因があるに引きかえまして、戦後の日本におきましては、あらゆる能力のある人たちに、経済関係あるいは身分関係というものを考えずして、とにかく教育を受けさせようという気持ちが非常に高まってきたし、またそういうような施策というものが十分ではございせんけれども、行なわれるようになってきたということはひとつ一応認めていたきたいというふうな思ひわけでございます。その一つの事例が今度の私学に対する助成でございます。それを先生が御指摘のように、あなたの才能のある人たちにも高等教育機関がほとんど同一条件でもやれるような姿に持っていくことが望ましい国の姿ではなからうか。この点については私も同感な

んでありまして、そういうような方向へ進まなければならぬという意味合いにおいて、今度私学助成、人件費を含む経常費助成に踏み切ったということでございます。この芽は小そうございますけれども、この芽を育て、花を咲かせ、実り多きものにしていくということが、いま先生の御指摘になりましたことを実現することにつながっていくというふうに私は思います。

また、先ほど管理局長が申し上げましたように、今日百五十万以下の年収の家庭から私学にも五四・七％の人が入っている。国立の場合はもっと多い六〇・七％の人たちが、あるいはもっと上になるかと思ひますけれども、入っているというところがやはりそれを物語るわけでございますが、同時に、今度は百万の私立大学に学んでおる学生の家庭を考えた場合には、相当いいうちの子供たちも入っておると思ひますが、そのうちの二三人の子供であつてすらも、私立大学にもし二人の学生を出しておるとすると、それはたいへんな負担でございます。こういうふうなことを考えると、私はやはり銀行貸し付け制度と申しますが、そういうふうなものも一面において考えていく必要があるのではなからうかというところで、本年度の予算におきましては調査費を計上いたしまして、アメリカ等でやっておりますような制度を導入したい。できれば来年度からはこれを実施に移したいというふうな気持ちも持っておるわけでございます。あるいは今後は育英会の制度というものを十分活用するというようなこともあわせて考えていかなければ、先生の御指摘の理想というものを實現することはできないというふうなことを考えるわけですね。そういうことを総合的にひとつ考え、策定し、そしてそれに財政措置を合せて考えてまいりたいというふうに思つておる次第でございます。

○杉原一雄君 以下の質問は、私も当事者であつた経験もございせんので、やぶへびになるかもしれせんけれども、私立大学の管理運営の問題についてであります。

それは言うまでもなく、教学関係の管理と経営関係の管理との大体二本立てになつていっているかと思ひますが、とかく大学紛争等で明らかになつたとおり、両者が必ずしも完全一体になつて大学が進められているとは思ひきれないのでございます。とかく私立のほうでは、経営管理のほうは教学管理よりも優位にあるかのような印象をわれわれは受けるわけですが、そうしたことについては文部省はどういうふうにかんでおいでになるか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) 一応御指摘のようなことではないかと思ひます。私立大学の経営は、これは教学も含めまして理事会それから評議員会が基本的なことは決定する。それから教授会等の教学関係の組織につきましては、これは学校教育法で規定がございまして、重要な事項は教授会で審議をするというふうなことでございまして。私学経営全般につきましては、やはり理事会、評議員会というものが責任を持つてやっていくというふうなことになつております。

○杉原一雄君 そうした答弁の中から出てくることは、あるいは教授会などの権限が非常に弱いかいといったような問題が幾つかあらわになつてくると思ひます。思うに、それは教学権にしろ経営権にしろ、両者の関係は調和を保つことがきわめて望ましいことであると思ひますけれども、なかなか経営云々の問題は、いかに教育が学生に対して有効適切な措置がとられていくかにあるわけですから、いふそのこと、経営権は逆に教学権をバックアップする重要な任務という位置づけがされるかと思ひます。端的に言えば、本質的には教学権が優位にあるというのが望ましいのではないだらうかと、このように思ひますが、その点、簡単に。

○国務大臣(坂田道太郎君) これは教学権とあるいは経営権とかいうようなことではなくて、やはり教学、経営一体となつて教育研究を進めていくというのが、私学についても国立についても言えることじやなからうかと思ひます。たとえば、

先ほど管理局長からお示しを申し上げましたように、はなはだしく国立とは教育条件が悪いにかかわらず、昨年の大学紛争を考へてみますと、たとえば、二百七十の大学のうちに一番ピーク時でも二十校校だつたと記憶をいたしておるのでございます。ところが、教育条件はるかによろしい国立大学においては、七十五のうちに半分までは紛争をしたというふうなことから考えますと、やはり私立大学の先生方というのは、経営とそれから教育研究というものをあわせ考え、そして、やはり社会の中における大学としてどうなけりやならぬかという社会的責任というものを、国立の先生よりより以上にお考へになつていられるんじゃないか。その点が国立の人たちは、経営のほうはもう国のお金があるんだからという考へ方だけで、結局、その辺をあまりにもお考へにならないところに、管理運営がうまくいかなければ、したがって教育研究ができないというふうな、あるいは、そのために大学紛争が多いというふうなことにもなつたかと思ひます。まあ、この辺のところは、そういうふうな現実があるということをおまづ申し上げておきたいと思ひますけれども、やはりこれから先、経営とそれからまた教育研究というものをどうバランスさせていくかということが、私立においては非常に大切じゃないかというふうに思ひます。

○杉原一雄君 次に、機構の問題に入りますけれども、私立関係の、理事とか、あるいは総長とか学長とか、いろいろ名称がおのおのありますが、それらの選任について、従来、民主的なルールが確立している節もどうか。あるいはそうでもないと言われている節もあるのかのうに聞いておりますが、現状把握について、局長のほうからお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) 在来私学につきましては、これは創設者がございまして、そういう方が特定の信念に基づいて学校をつくられる。その際に、自分の建学の精神に合うような人々を集めてそこから発足するというふうなことでござい

ますから、やはり、その創設時、あるいは従来の行き方から申しますと、学校をつくられた方がそういう趣旨に賛成される方をお集めになつてそして学校の経営が行なわれたという形であつたらうと思ひます。しかし最近のように大学が非常に大きくなり、一人の方のお力で学校が円滑に運営されるということが非常にむずかしくなつてまいりました。そういう意味から申しまして、よき協力者、よきスタッフを集めるということから、評議員会というものを中心にしまして、そこから理事を選ぶというふうな方式が順次出てまいつたことは事実でございます。そういう点を、先生の表現を借りて言えば、民主的と申しますか、広くいろいろな方から御意見を聞いて実際の経営に当たられる方が選ばれていくというふうな方向に向かいつつあるんじゃないかというふうな気がいたします。

○杉原一雄君 でありますから、順次ですから、まだそうでないところがあるということですね。そうでない姿の中で、一番われわれとして困つたなと思はれるものは、学校を私のものだ、私物化しているというふうな実態がいまもお若干あるのではないだろうか。それは教育というものの任務から考えても許されがたい、けしからぬことだと思ひますが、そうした点について、現状、あるのかどうか。あるとすれば、そうした方向に対していかなる改善の処置、指導の方向等も持ち合わせておつたら聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) 最近新聞紙上で報じられましたものとしましては、たとえば山梨学院大学というふうなものがあつたと思ひますけれども、やはり学校を創設された方は、それなりに信念を持ってやられるわけでございますから、どうしても人の意見が入りにくいというふうなこともあろうかと思ひます。そういうことで、お一人の意見に従つて学校が運営されていく、これはもちろん悪い場合ばかりでなくて、いい場合がないと

は申しきれません。強力な個性を持った方が実際に指導されるということでは、かなりいい例もないことはございませんですが、しかし、組織のよさに——その個人の弱点と申しますか、欠点と申しますか、そういうものを補うような手段がございませぬ。そこで、ある一つの方向に片寄つた経営が行なわれるということになりますと、どうしもしばしば問題を起すことがございします。いわゆるワンマン経営と申しまして、そういうふうな事実がございします。そこで、私も、やはりそういう方の力が十分發揮されながら、しかも、その欠点が補われていくというふうなこと、つまり、学校が一つの組織体として運営されるという方向に向かうということが望ましいというところを考へておられるわけでございまして、そういう意味で、先ほど申し上げましたように、評議員会というふうなものが、発言権と申しますか、持つ、あるいは理事会の中で、ほかの理事の方々がそれぞれ協力してやっていくというふうな方向が望ましいわけでございまして、ワンマン経営と申しますのはいづつかは破綻が生ずるということもあるわけでございまして、そういう点につきましては、できるだけそういうことのないように指導してまいりたいと考えております。

○杉原一雄君 いま私学の管理運営の問題にも触れてきておられるわけですが、本来、これは国が規制するというようなことなど好ましいことではない。あくまで大学当局の自主性にまかせろ。私学みずからの手で大学に適した管理機構を創造すべきものと考へられるわけですが、その方策なり、推進の方策をお伺いしたいわけでございます。文部省も御承知でしょうが、私の手元に入つております私学新報の四月五日に記載されている私大連盟の春の総会を経て、私大側の考へ方というものの、特に経理関係の問題について、このようにことを言っているわけですね、一つは、「私立大学経営の公共性高揚の立場から、さきがけて学校法人会計に関する準則制定をする」ということ、「経理の

公開」をやるということ、「公認会計士の監査導入」をやるということ、「内部チェック・システムの確立および内部監査制度の確立を」云々といったようなことを、大学独自の立場で申し述べているわけですね、文部省としては、そうした面についての直接規制じゃなくて、自主的に、大学みずからの手でやるとすれば、どういふことを管理運営上期待しているのか、望ましいと考へているのか、そうした点を大ざっぱでいいですけれどもお示しいただきたいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) 経理の面につきましては私立大学側が、ただいま先生がお示しになりましたようないろいろな方策をみずから講じまして経理を厳正にし、明らかにしていくということ、これは非常に望ましいのじゃないかというところを考へておられるわけでございします。その際に、文部省の役割としましてはどこまでかという限界でございますけれども、私も、私どもとしては個々の私学の経理、経営に關係するということではなくて、全般的な経理のやり方につきましても一つのルールをつくっていくということが必要ではないか。そういう考へ方から現在会計基準の策定というところを考へているわけでございまして、私どもが指導助言の内容として行ないます場合には、それがおそらく限界ではないかということでございます。もちろん御相談があれば、個々の内容につきましても御相談を受けたいことは必要であるろうかと思ひますが、これはむしろ文部省がやるのではなくて、ただいま御審議をいただいておりますような私学振興財団、そういうふうな公正な第三者機関でもつてそういうふうな相談に応じて具体的な指導を行なうということはやつていただきたいというふうに考へておられるわけでございします。

○杉原一雄君 次に、国が助成するという問題ですけれども、いま提起されておることはよくわかつていますが、いままで私学に対して学校種別ごとに国がどのような形で助成をしてきたのか、概略でいいのでございしますが、お示しいただければ

ばと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいままでに文部省が私立学校に対して行なつてまいりました助成は、まず大学、短大、高専等、文部大臣が所轄になつておりますものにつきましては、まず経常的な経費について、設備等の充実、教育研究のための設備の充実というところで研究設備について昭和四十四年度に約十億七、それから理科の設備につきまして約三十億の補助金を出しております。またこれは経常費を若干含むわけでございしますが、教育研究のための設備費、図書あるいは光熱水料も含めましてこれが約三十三億でございます。以上が大体大学、それから短大、高専等に對する補助でございまして、そのほかに建物關係等の臨時費につきましては、これは融資をするというところを主眼にいたしまして、従来から私学振興会を機関といたしまして、昨年は三百四十億の融資を行つたというふうな状態でございします。なお、高等学校以下につきましては個々の場合には補助金を出すというふうなきわめて例外的なものもございしますが、たとえば幼稚園關係の施設費に對する補助というふうなもの、あるいは特殊教育に對します補助というものがございしますけれども、しかしこれは大部分は地方交付税によりまして財源措置をして、具体的に都道府県の知事が所轄になつておりますが、都道府県の補助あるいは融資というものを考へるということを中心にしたしております。なお、私学振興会の融資の中には高等学校、それから幼稚園等も含まれております。以上が大体いままでのやり方でございまして、大体臨時費は融資でやる。それから経常費につきましては、いままでは具体的な設備等につきまして補助を行なうというふうな方向でまいつたところでございします。

○杉原一雄君 ついでですから、先ほど示されたようなアメリカとかイギリスとかフランスとかという程度でいいのですが、そのらの国々は国家機関としてどの程度の助成をしておるのかということをお聞きたいと思ひますが、資料ございませ

法も今後改善をしてまいりたいというふうに考えております。

○杉原 一雄 君　まあいままで大学に重点を向けていたようですから、今度私立の高等学校以下の学校ですけれども、このような学校運営について、助成の問題ですが、国並びに地方公共団体等が今まで何らかの助成措置をとってきたと思います。

学校以下のような私立の学校に対して国なりあるいは地方公共団体がいかなる助成措置をとってきたか、きょうの法案審議もそれにからんでいっているわけですが、そういった点に重点を置いた今後の方針ということも明らかにしていただきたいと思ひますが、いかがでしょう。

○政府委員(岩間英太郎君) 四十四年度の都道府県が私学に対して助成をしておりますその状況について申し上げますと、実績といたしましては、まず私立学校に対する補助が八十五億ございまして、それから私立団体等の補助が十七億ございまして、合計いたしますと、百二億の補助金が交付されております。それから貸し付け金等が約三十二億ございまして、合計百三十五億近くの助成がされているわけでございます。これに對します地方交付税上の財源措置は約四十億でございます。都道府県のほうではその国の財政措置をこえてまいりかたりめんどろを見ているというふうな実態がございます。なお、人件費につきましてはどの程度補助しているかと申しますと、これは東京それから神奈川等十九県ございまして、今度新しく地方交付税におきまして国と同じような人件費を含む経常費の補助をいたしたわけでございしますが、その金額は約八十億と見込まれております。自治省の御説明によりまして、高等学校では一人当たり四千円程度、それから幼稚園では千五百円程度というふうなお話がございますが、まあその程度の財源措置をしたわけでございすけれども、ただいま御説明申し上げましたように、四十億の財源措置に對しましてすでに百三十五億近くの援助をいたしておりますので、財源措置を約倍にいたしましたために、かなり都道府県のほうでも力を入れて援助してくるのじゃないかというのを期待しておるわけでございす。

○杉原一雄君 ついででございますので、私学に對しての減免措置ですが、税金の減免について今日まで配慮された政府の態度、並びに今後それをもっと広げていきながら私学の健全な運営に資したいといったような拡大の方針等があるならばお

伺いたいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) いままで減免税措置につきましては、先ほども、ちよつと数字を申し上げましたが、昭和四十二年に私立大学に對する寄付金が百六十四億でございますかございまして、そのうちの個人寄付が七十三億でございます。あるわけでございす。ただいまのところ個人の寄付につきましてはいゆる足切り、それから頭打ちという制度がございまして、控除の対象限度は所得の二五%でございますが、三%までが足切りになっておりまして、一五%というのが一応頭打ちになっておりまして、一五%というのが一般的にはまあ損金算入の制度があるわけでございすけれども、特に私学振興会等を通じまして指定寄付につきましては、これは全額損金算入されるわけでございす。しかし、出資者十人以上とかあるいは一社で五〇%以上の寄付が入つてはならないとか、あるいは使つて費目が設備、施設に限るとかいろいろ条件がついていましてございす。そこで、私どもは毎年個人の寄付につきましては、足切り、頭打ちをできるだけ下げたり上げたりするといふふうなことをお願いしてゐるわけでございす。法人の寄付につきましては、そのような条件といふものをできるだけ緩和するといふことをお願いしてきてわけございす。まあ大蔵省のほうの考え方としては、これは免税といふのも一種の補助金と考へてもよろしいんじゃないかと、したがって、その補助金を与える場合にはかなり効果といふものが期待できなければならぬと申すという点から申しまして、その厳正な審査と申すものが行なわれるならばその条件を緩和するといふふうなことは考えられるといふことを従来申してまいりました。たまたまこのたび御審議を願つておりますような私学振興財団といふものがございまして、そこを通じて寄付金の使途が公正なものであることが期待されるといふことでありまして、場合には、できるだけその条件を緩和しようじゃないかといふことを申し

ておりまして、私どももその点につきましては非常な期待をしておりますわけでございます。たまたま先般新聞で拝見したんでございす。私学の寄付金についてはできるだけ緩和すべきだといふふうな総理の御発言もございす。そういう点から申しますと、この財団ができたときには補助金の制限がかなり緩和されるんじゃないかといふことを期待してゐるわけでございす。

○杉原一雄君 それでは今度は日本私学振興財団といふのに改組されるわけなんです。従来の私立学校振興会といふものがどういふ形で改組されていくわけですか、それから違ひは何かと国民尋ねられた場合に答えられるような明確な答えをいただきたいと思ふ。

○政府委員(岩間英太郎君) 私学振興会が従来果たしてまいりましたのは、私学に對する融資といふことが中心でございまして、これは戦後におきましては最も画期的なこととございまして、たゞこれだけの助成といふのも、これは明治以来の画期的なこととございまして、そういう補助金をできるだけ公正な第三者に扱はせるようにしたいといふ考えから私学振興財団といふものを考へたわけでございす。従来私学振興会といふものを改組してやるといふ方法も、これは考へられないわけではもちろございせん。しかし、こういうふうな新しい方策をもつて私学に對して総合的かつ効率的な援助を行なうといふのは、やはりそれを行なう機關のイメージを変えていく必要があるんじゃないかといふふうなことを考へたわけでございまして、そのためにこの法律も私学振興会法の一部分改正という形ではなくて、新しいものを、新しい私学振興財団といふものをつくるというところを全面的に明らかにするといふふうな形にしたわけでございす。これについてはいろいろ御批判、御意見等もあると思ひますけれども、私どもとしては、そういうふうな意気込みでもって私学の援助につきましては一つの新しい画期的な

できごととしてこれを國民の皆さま方にお知らせしたいといふふうな考え方から私学振興財団といふものをつくつたわけでございす。

○杉原一雄君 いまのような御趣旨に従つて財団をおつくりになるということなんでしょうけれども、その場合いろいろ検討されたい材料の中に、イギリスにおけるところの補助金委員会制度のような、もつと強力な、しかも政府からはっきりと獨立して自主性を持った機關といふことを検討の中になされたものかどうか。具体的にイギリスの補助金委員会制度をそのまま日本に持ち込むといふことはどの点で不適当なのか、その辺のところを振興財団とイギリスの補助金委員会制度と對比しながら、文部省がいま出されるような形で提案されたわけですから、その決断に落ちついた経過みたいなものをお聞かせいただければと思ひます。

○國務大臣(坂田道太君) まず第一に私は、イギリスの補助金委員会といふものが私立大学の助成に對しまして果たしておる役割りといふものが非常に大きい。またそれが國民の間におきましても信頼を勝ち、それが定着をしておるということにかんがみまして、できるだけ今度私たちが御提案申し上げております日本私学振興財団法といふものをやりますものもこのUGCと同じような權威あるものに定着をさしていきたい、そのうすることによつてこの国と私学との關係、あるいは文部省と私学との關係をうまくやつていくことにつながっていくといふふうな思つたわけでございす。そのような意味合から相当な参考をいたしまして考へたわけでございまして、たとえば今度の運営審議會といふようなもの、かなり理事長がリーダーシップをとれるようにといふ考え方も出しております。それからもう一つは、コンサルタントといふことをまあ一応考へておるわけですが、これは結局沿革的に申しますと、UGCにおきまして、かつてお金をイギリス政府が私立大学に出すといふときに、ウェールズ

地方の三大学がこれに対して反対をしてまいりました。それはなぜ反対したかといったら、やはりイギリス國教の支配をウエルズが受ける、またウエルズ人の私立大学が受ける、つまりコントリールを受けるのじやなからうかというところを、そこでそれを反対をしたといういきさつがあつて、そこで何か宗教的行事の中のビジットイング、つまり貧しい人や病人をたずねていくという、そういう制度があつたのだそうでございますが、そういうビジットイングというものの制度をそのままこれに應用をいたしまして、そうしてそのU G Cとの各個の私立大学との何といひますが、あつせんを取り持ち、調整をはかるという機能を果たしておるのだそうでございますが、それ聞いておつたわけでございます、たとえば年間の予算の要求じやなくて五年間の予算の要求を各大学はU G Cにする。それは五年目の九月月前でございます。それに各大学がU G Cにその要求する。それに対してビジットイングの人たちが行つてゐる。その大学当局あるいは学生までも話し合ひをしながら、そうしてそれが適當であるかどうかというふうな判断の基礎にするというところを言われておるわけでございます。そういうことも、ともやはり一応われわれとしては参考として出發をしようというだけではひとつ申し上げておきたいと思ひます。あんまりそれがそのままあらわしておるとは申し上げられませんが、そういうものを参考にして、でき得べくんばあのU G Cのような信頼あるものにこの振興財団をしようという気持ちだけはあつたといふことをひとつ御理解を賜りたいと思ひます。

○杉原一雄君 もうあと残り少ないですから、簡単に。実は今度の法案の「第二章役員等」こうあるわけですね、その中に役員というので第九条以下載つてゐるわけですね。この中でいままでの振興会の役員なり機構と對比してみた場合に、会長制といふのはまずなくなつてゐるというところ、しかもそれが第十一条では、「理事長及び監事は、文部

大臣が任命する。」とこうなつてゐるわけですね。これだけのことを見ただけでもやはり先のことが危惧されます。それは政府への従属性が強化されることではないだらうか。だから先ほど何人も例をあげますが、私大連盟六十六大学の責任者が集まつての總會では、これは官製人事におちいる危険があるといふふうにかはらは訴へてゐるわけですが、その辺の心配にこたえられるような文部省の態度、考え方を明らかにしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(坂田道太君) こまかくは管理局長から御説明申し上げたいと思ひますが、先ほど私、U G Cのことについて申し上げたわけでございますが、U G Cのことに従つては御案内のとおり、U G Cも大蔵省の所管になつておつたわけでございますが、戦後非常な学生数がふえまして、そしてまた援助をいたしますお金が多額になつてきたといふようなこともございまして、これを科学教育省、つまり日本でも申しますと文部省の所管といふふうに移しかえをしたといふことが一つ。

それからもう一つは、従来はこの会計検査院の制度はこれに導入してゐなかつたわけでございますが、すけれども、やはりお金が多額になつた。そしてどういふふうにも國民の税金が有効適切に使われておるかどうかといふことをやはり明らかにする必要があるといふこともあつて、U G Cに對しまして、そのような監査をするという道が開かれたといふことでございます。今度のたえば理事長をきめるところは、文部大臣がする、あるいはまた理事を任命するは、これはまた運営審議会の委員を任命する場合は私の承認を得る、文部大臣の承認を得るということになつてゐるわけでございます。

でございますが、私といたしましては、やはりこの財団がほんとうにうまく運営されるかされないかといふものはその人によるわけでございます。まして、何も文部大臣が任命したからどうだかといふことじやなくて、文部大臣が適切な人を任命させるならば、先生の御懸念の点はなくなるであらうといふふうに思つたわけでございます。これ

はまさに信頼關係の問題でございまして、制度それ自体にそれほど危惧されるところの問題はないのではないだらうかといふふうに思つたわけでございます。私といたしましては、全責任を持ちまして、ほんとうにこの日本私学振興財団の目的にかなうようになつたならば公正な運営をやつていただくために、人を得たいといふふうにかえておるわけでございます。

○政府委員(岩間英太郎君) 私学振興財団は先生も御指摘になりましたように、私学振興会とかなり機構は違つております。御指摘のように、会長といふものをやめまして、そのかわり理事長の下の常勤理事を増加いたしております。また評議員会をやめまして、運営審議会といふものを新たにをつくつております。文部省の外郭団体には会長とあるいは評議員会とかいふものはございまして、けれども、ほかの特殊法人にはそういう例が非常に少ないわけでございます。これは文部省特有の制度でございまして、まあ決して實際におなりになつてゐる方がいふとか悪いとかいふ問題ではないのでございまして、全般的にそういう制度といふのはどうも実践的だと申しますか、實務的ではないといふ感じがするわけでございます。

今度の場合には先ほど大臣も申し上げましたように、これは少数精鋭、しかも實務的に、効率的に仕事を運びたいといふことでございますが、御懸念のようにならざるやうに、結局まあ實際の運営がうまくいくかどうかといふのは、人の問題でございまして、そういう面につきまして、大臣も非常に御関心を持って理事者を選ぶようにしていきたい。また運営につきましても、できるだけ私学のためになるやうな運営をしていきたいといふやうなことでございまして、現在のやうな議院内閣制で、國民の監視のもとでやられてゐる行政の中で、こういう方が選ばれるといふことでございまして、まあ戦前のような御心配といふのはないのじやないかといふふうに考へております。

○杉原一雄君 もう時間がまいりましたので、特に要望したいと思ひますが、とにかくこの問題をめぐつて、一番素朴な印象として、フグは食いたし命は惜しいといふことがあるのですが、何かそういう印象が非常に危惧されるわけですね。だからそれをチェックするような組織、運営が望ましいわけですね、いま理事長の問題とか、そういう執行機構の問題、あわせて、運営審議会の問題も実はあつたわけですが、時間がまいりましたから省略いたしますが、理事機構なり運営審議会の委員の選定等についても、われわれ國民が納得のいくやうな形で、公開、オープンで十分検討いただく、とりわけ、人選などについては経営者の代表だけでなしにあるいは協同関係、教員等の代表も加わつていくといふやうな道もあけておいていただくことが望ましいのではないかと、これを述べまして、最終的にはこれはあくまで教育は機会均等だといふ大原則に基づいて助成措置だといふことを踏まえながら執行に当たつていただきたい、こう思ふのであります。

私の質問をこれで打ち切ります。

○委員長(補正俊君) 午前の委員会はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時四十八分休憩

午後一時四十七分開会

○委員長(補正俊君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行ないます。

政府側から坂田文部大臣及び岩間管理局長が出席いたしております。

質疑の申し出がございしますので、これを許します。秋山君。

○秋山長造君 午前中杉原君がいろいろ質問されましたが、私でできるだけ繰り返しになるやうなことは避けたいと思ひますが、どうもこれは問題一つなんです。若干重複する点はお許し願ひたい。

まず第一は、目的ですが、目的を読んでもまし

て、字句の問題にもなりますけれども「日本私学振興財団は、私立学校の教育の充実及び向上に資し、あわせてその経営の安定に寄与するため、」と書いてある。「ため」というんですから、そこまでが目的だろと思つて読んでみると、最後にまた別の目的が書いてあるんで、こういう書き方があるのかと思つて何回も読んでみるんですけれども、これはいかがでございますか。

○政府委員(岩間英太郎君) これは一言で申し上げますと、私立学校の教育の振興をはかることが大きな目的でございますけれども、その中身と申しますか、私学振興財団の役割りをそこに書いてあるわけでございまして、したがって、日本私学振興財団は私学教育の振興をはかることが目的でございますが、その私学振興財団に限りまして考えます場合には、私学教育の充実に資してその経営の安定に寄与する、そういうことが私学振興財団に課せられた大きな目的でございます。私学振興財団につきましてはこれは国、地方公共団体あるいは私学振興財団全体がその目的のために努力しなければならぬわけですが、とりわけ私学振興財団は、この教育の充実に、経営の安定というふうなところにおもな目的として書いてあるわけでございます。

○秋山長造君 たとえば、いままでの私立学校振興会法の第一条の「目的」を読んでみますと、「私立学校振興会は、私立学校の経営に必要資金の貸付、私立学校教育の助成その他私立学校教育に対する援助に必要な業務を行い、もつて私立学校教育の振興を図ることを目的とする。」こういうふうに書いてある。まあそのとおりでなければいかぬという理屈も別にないわけですが、それも、それとあと同じ考え方をすると、この点が、初めの寄与するため、まではなくてもいいんじゃないか、日本私学振興財団は私立学校に対する補助金の交付、資金の貸付けその他云々とあつて「目的とする。」こうやつたほうがすっきりして簡単明瞭でいいのではないかと思うのですよ。どうしてこういうふうに前の目的とあとの目的と

二つ書いたような形で、いまの局長のようなやこしい説明をする必要も何もないと思つたのです。ただ私があえて想像しますと「あわせてその経営の安定に寄与するため、」経営の安定という要素が、私学財団ということになったので、非常にウエイトが大きくなつてきているから、こういう書き方になったのかという気もするのですけれども、いかがですか。

○政府委員(岩間英太郎君) まさにそのとおりと申し上げていいと思ひますけれども、ただ私どもも今回の人件費を含む経常費の補助金が、単に経営の安定だけではないのだ、究極の目的が「教育の充実及び向上」というところに大目的があるのだということ、先生の御指摘のとおりだと申し上げてよろしいのじゃないかと思ひます。

○秋山長造君 その点は念に入れます意味で、そういうふうに詳しく書かれたのだというように善意に解釈してもよろしいのですが、どうもせっかく今度こういう、あなたの方のことで言えは画期的なものをつくるのだということならば、もつと目的などはすばつとすっきりしたものを書かれたほうがいいのじゃないかという気がするのです。

それから「業務」ですが業務の第二十条ですが、幾つかあげてありますね、その第一項の経常費に対する補助金ですがね、経常費に対する補助金というのは具体的な内容はどういうことかというところ、それから大学から幼稚園、各種学校まであるわけですが、そのどれとどれとが補助金が出るのかということを、午前中質問があつたような気もするのですけれども、もう一度説明してください。

○政府委員(岩間英太郎君) 経常費に対する補助金と申しますのは、中身は人件費それから教育費及び研究費の三本を考えているわけでございます。たとえば国立大学におきます人件費、教育研究費、学生経費またはそういうものに相当するものをその中に含んで考えるつもりでございます。その場合に、経常費と申しますと、臨時費を除い

た部分というふうなものを一応考えているわけでございます。光熱、水道その他に使うというところも具体的に許されるものであると考えております。それから経常費の補助金は、国の場合には大学、それから短期大学、それから高等専門学校、この三つを考へておりまして、その三つに対する所轄庁が文部大臣になっておりますので、国の場合にはその三つを考へたわけでございます。したがって、財団を経由いたしまして交付いたしますのは、その大学それから高等専門学校及び短期大学というものを考へているわけでございます。都道府県知事から補助するという対象といたしましては、高等学校、小、中学校、幼稚園、ただしこれは学校法人立に限定をいたしておりますけれども、それに対する補助というものを一応考へているわけでございます。

○秋山長造君 そうしますと、午前中にいろいろお話があつたのですが、地方公共団体がいろいろ私立学校へ出してありますね、これはもう今度のこの財団法とは全然関係ないですね。

○政府委員(岩間英太郎君) この財団法の附則で私立学校法の一部改正を行なつておりますが、その際には、所轄庁と申しますのは高等学校以下に学校につきましては都道府県知事になるわけでございます。その意味では若干の変更がある。この法律の附則でもつて私立学校法を改正しておりますけれども、その私立学校の改正にかかわる部分は関係があるということでございます。

○秋山長造君 そうしますと、附則で、五十九条でしたかね、改正をして監督権を強化しておりますね。あの面は地方公共団体が私立学校へ補助金を出した場合にも適用される、したがって文部省が大学や高専に対して行なうと同じことを府県知事がそれぞれ補助対象になつて行なう学校に対して行なうと、これだけのことですね。それ以外には関係はない、そうですね。

○政府委員(岩間英太郎君) そのとおりでございます。〔委員長退席、理事田村賢作君着席〕

○秋山長造君 それから百三十二億、一項の補助金が出るということですが、その中で人件費がどれだけか、それからその他がどれだけかということ。それから同時に、けさほど杉原君の質問に対して、将来の用途として人件費は二分の一くらいまで、それから研究費は三分の二くらいまでというふうなお話があつた。それは一体将来の用途とはどのくらいな期間を考へておられるのか。それから、これは百三十二億ですが、何か年次計画でもつてだんだんふやしていくというふうな計画がおりになるのかどうかということをもう一度お伺ひしたい。

○政府委員(岩間英太郎君) 百三十二億の内訳でございますけれども、人件費がその中で六十九億でございます。そのほか六十三億でございます。このうちの六十三億というのは本年度教育研究費として予算があつた部分と考へますと、その他の部分が教育費ということになるわけでございます。若干の数字につきましては教育研究費のほうが自然増分くらいがふえておるといふような形でございまして、

年次計画でございますけれども、先ほど申し上げましたのは、ただいまの積算をいたします場合に前提条件としまして、まあ人件費が毎年一割ぐらいつ上がつていくんじゃないだろうか、あるいは物件費が五割ぐらいつ上するではないかというふうなことをかりに前提に置きました場合には、五年間ぐらゐの間に教育費あるいは研究費あるいは人件費の半分ぐらゐで持つていかなければ私立大学の教育研究の質的な向上をはかることがむずかしいのじゃないか、そういう前提でもつて申し上げたわけでございます。具体的な計画につきましては私立大学の全体的な地位と申しますか、そういうものがましましたあとで正確なものをつくりたいと考へておりました、内部はいろいろ作業はやつておりますけれども、まだ公の計画というふうなところまではいつておらないというところでございまして、

○秋山長造君 単なる腹づもりというふうな程度

からいばそれほど魅力はないわけですよ。だから、そこらに非常な食い違いがあるので、いま局長のおっしゃったようなことは、それは財団の立場としては好ましいけれども、実際にはなかなか無理なんじゃないか。かえって集まる金が集まらないんじゃないかというような気もするんです。

そこで、私学財団として寄付金を募集する、あるいは受け入れるということも一つの方法ですが、それに一体どのくらい寄付金が集まるものと見込んでおられるのですか。

○政府委員（岩間英太郎君） 御指摘のように、実態として特定の大学に対する特定の施設を拡充するための寄付金というのは非常に集めやすいわけでございます。でございますから、財団を通じてます場合にも、財団に対する寄付金——財団を経由する寄付金というのが、不特定多数の大学に対する寄付金ばかりではなくて特定の大学に対する寄付金というのも、かなりそういう場合が多いのじゃないかということも考えますけれども、ともかくまあ財団を通じてその使途等につきましてまあ安心が得られるということに利点があるのじゃないかと思います。

これは、現在ドイツで補助金委員会みたいなものがございまして、財界等から寄付を集めて、それを各大学に還元しておるといふような場合がございます。理想的に申しますと、個々にまあ寄付金を、その使途についてひもがつかないような寄付金というものが望ましいわけでございますけれども、それは当面無理ではないかというような感じがいたしますが、しかし、人によつては教育のために寄付したい人がたくさんおるのだというようなことをおっしゃる方もございますし、これが実効があがればよろしいのじゃないかというような気持ちがあるわけでございます。ただいま私学振興会では毎年二億五千万程度の寄付金を予定して、まあそれ以上に集まることもございますし、

ものを一応予定しておりますけれども、これは実態を見まして、またその私学振興財団の努力等によりましてこれが拡充されるというのを期待しているわけでございます。

○秋山長造君 私学振興会で年間二億五千万円ぐらいいままで寄付金の受け入れがあったという事です、この個々の学校に対する寄付金というのは、総額はどれくらいあったのですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 昭和四十二年を例にとりまして、大学につきまして申し上げますと、先ほど申し上げましたように、百六十四億の寄付金がございます。その中で個人の寄付が七十三億でございます。これは全部が特定の大学に対する特定の目的のための寄付金というふうな考えられるわけでございます。それに比べまして二億五千万というのは非常に小さな額でございます。いまのところはそれが五億をこえたときもございまして、一億程度であったこともあるわけでございます。

○秋山長造君 その二億五千万を今度の財団では七億五千万にさしたってふやすという御計画のようですが、それはここに書いてあるとおり「寄付金を募集し」というその募集を積極的に呼びかけてやろうという事で、それに応じていまままでの三倍くらいなものは少なくとも初年度集まるだろう、こういう見当でおられるわけですか。

○政府委員(岩間英太郎君) そのとおりでございます。

○秋山長造君 それから、その次の五号の「私立学校の経営に關し、情報の収集、調査及び研究を行ない」云々とある。この「情報の収集」ということはなかなか問題になるのですよ、いろいろの機会にね、この情報の収集とは何だ、こう聞かれると、われわれも自分で書いたもんじやないからよくわからぬけれども、それはまあ読んだ字のごとく情報を集めるのだらうと、こういうのですが、この情報の収集という何か特高警察のような感じを非常に与えるので、(笑聲)これどういふことを考えておられるのかということをは

つこの際はつきりしておいていただきたい。

○政府委員(岩間英太郎君) これはまあ率直に申しまして、必要な資料を集めるということでございますけれども、単なる物的な資料を集めるという事だけではなくて、電話で問い合わせるいろいろな教えてもらったりするようなことも含めまして、「情報」ということばを使ったわけでございます。

先生のおっしゃるような御心配もあらうかと思ひますが、これは衆議院でも問題になったわけでございますけれども、若い先生方は別に苦にしておられないように受け取られるわけでございます。て、(笑聲)私も多少一年がわかるわけでございますが、これはまあ少なにおに解釈すればいろいろの有形無形の資料を集めるというふうな御理解をいただければ非常にありがたいと思ひます。

○秋山長造君 いや、これね、笑ひ話で済ませば笑ひ話で済むんですけれども、あのほうに立入検査とか何とかいうのがあるでしょう。そういうことと関連しまして、いま情報化社会、情報化社会という意味の情報というくらいに受け取れば別にそれほど変わったことでもないんですが、どうも有形無形というのがある。まあかりそめにもいま私が申し上げるような意味のものでないということだけは明確にしておいたかなきゃ困ると思う。妙な意味の情報収集ということじゃないんだらう、ないんだらうじゃなくて、そういうことは絶対ないということをお確かめしておいてください。

○政府委員(岩間英太郎君) 御指摘のとおりにも私も考えております。これは有形無形の資料でございますまして、先生の御懸念になりますようなものではないという事をこの際明らかにしたいと思ひます。

〔理事田村賢作君退席、委員長着席〕

○秋山長造君 それから二項の「前項各号の業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうことができる。」まあ、その他の業務と

いうことでしようが、これはどういふことなんですか。

○政府委員(岩間英太郎君) いまのところ別に予定がないものでございましてから法律の書き方もそういうふうにいたしておきますけれども、まあ、私も少ししてしまつておりますけれども、今度の私学振興財団というのは、私立学校に対する今度の私学振興財団といういろいろな世話をやく機関にしたいというふうなことを考えておられるわけでございます。それに伴ひまして、たとえば私学の理事者あるいは職員その他に対する研修とか、あるいは福利厚生施設の設置、その他将来考えられることがあるかもしれせん。そういうものの可能性をこの際考えまして、ここに規定を設けたわけでございます。

○秋山長造君 九条の「役員」ですが、役員の資格要件といふ事は、これは私立学校振興会法の十三条の「役員任命、任期及び欠格事由」と、こういう項目があります。それによつて、

「役員は、振興会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する」と、こう一応きつめて、抽象的にすけれども、役員の資格条件のようなものが書いてあるわけですが、今度の財団法にはあえてそういうものが抜いてあるわけですね。これはどういふわけでしょうか。やつぱりいままでの振興会と違つて、今度の私学振興財団のほうは財政的な性格あるいは一条に書いてある「経営の安定」というようなことに非常にウエートがかかつておるために、あえて教育全般に対する学識経験というふうなもの、特にそれほど必要でもないという事で、資格要件というふうなものも全然書いておられぬ、お触れになつたおられぬのかどうか、聞きたいのです。

○政府委員(岩間英太郎君) このたびの私学振興財団法案につきましては、これは新しい政府機関の例にならしまして、いろいろ規定を簡素化したしております。その一つとして、ただいま先生から御指摘を受けたわけでございますけれども、その考え方は従来の私学振興会法に書いておりますよ

うなことは、もちろん必要なことではございますけれども、それはむしろ大前提として当然のことではないかという事で、このたびは規定をしなかつたわけでございますが、従来書いてございませうな、「必要な学識経験を有する者」というふうなことは、これはむしろそういうことを念頭に置いて、大臣が理事長を任命されたり、あるいは認可を与えられたりすれば足りることじゃないかということでも省略したわけでございます。

○秋山長造君 その点、次の十七条の「運営審議会」のほうは、あらためて「教育又はその振興方策に關し広い識見を有する者のうちから、」云々と、こういうふうに資格要件が私立学校振興会法の評議員の資格要件に書いてあるのと似たようなことが書いてあるんですね。だから、これだつていまの局長の論法で言へば、これはもうこういうものの運営審議会の資格要件というふうなものは書かなくたってわかり切つたことじやないかと、だから、簡素化する意味で書かぬでもいいじゃないかと云えるのですが、そつちのほうはいくつ資格要件が書いてあつて役員のほうは書いてないというふうなところを見ると、この私学関係なんかに問題にされておるようには、理事長はもちろん、理事、監事というふうな役員は、これは学識経験者とかなんといふことよりも、文部省のほうから天下りにこゝろ入つていく布石じゃないかというふうなやはり心配を与えると思ひます。(そのとおりだ)と呼ぶ者あり) そのとおりかもしれぬが、そこらはどうですか。やはりいろいろ監督権の強化とかなんといふことも、これは誤解を与える点でもあるが、しかし同時に、この役員にどういふ人が一体予定されておるのか、どういふような人か、やはり非常にこう私学とこの財団との関係を左右することに思ふので、これはなかなか関心の深いところだと思ふんですよ。そこの具体的はどういふことを考えておられるのかという事を明らかにしていただきたい。

○國務大臣(坂田道太君) 確かにお気づきの点は、

かなりわれわれ考えたところでございます。というの、その振興会のほうでございますと、「評議員は、振興会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者及び私立学校関係者のうちから、文部大臣が任命する。」、こういうことになっておるわけですが、ここの法案の「運営審議会」この運営審議会につきましては、「教育又はその振興方策に関し広い識見を有する者のうちから、理事長が文部大臣の承認を受けて任命する。」、こうやはり多少違えておるわけなんです。これはむしろ運営審議会とか評議員会とかいうものについて、かなりこう基本的な事項について十分審議をしてもいいという気持ちがございますし、そうしてそれは理事長が任命することになっておるんだけれども、理事長の足りないところをむしろ、補う、あるいは理事長の思い及ばないところをむしろ補うような相当な人を選ぶという意味も実はこの文言の区別によってあらわしたつもりなんです。あらわれておるかどうかは、これはまあ皆さま方の御批判に仰ぎたいところでございますが、すなおに申しまして、私たちといたしましては、そういうようなことでこの運営審議会というものは基本的な事項について、かなりの人を選びたいという気持ちをあらわしておるわけなんです。先ほど午前中のお話にもございましたように、私はやはりU.G.C.のことを頭に置いて考えておりますから、この日本私学振興財団というものが、日本の私学振興に對しまして非常に信頼関係を持たれるような形にしたい。そうして国民一般も、なるほどこの私学振興財団ならば安心して相当の多額のお金をやってもよろしいというふうな、お互いの努力によって定着をさせたいという気持ち、少なくとも持ったつもりでございます。

それから、この具体的な人選につきましては、たとえば、この役員の方の理事長あるいは常任の理事四名、監事二名、それから非常勤の理事四名というところにつきましては、十分学識経験をございいますし、私学のことにかなり深い理解

と、あるいは私学人自身の方々でもけっこうだと思ひますけれども、相当の方々をこれに充てたいというふうな思っておるわけでございます。また十名の審議委員にいたしまして、私学のことについてよく御理解の深い方々、そういう方々も考えておりますし、同時に、今度の補助金を配分するわけでございますから、その経理等についても十分明るい方も必要かと思ひます。そういうようなことでございまして、多少御疑問がわくのは、むしろ私たちが意識的に、従来あるからそのままとしようという形でなくて、多少意識的に、そういうような気持ちを持ちましてそれをあらわしたつもりでございます。しかし、結局は、何と申しましても任命いたしました人が、もし誤りしたならば、こうやって私が御説明申し上げましても、それ見るといふようなことになるかと思ひますので、その点はひとつ責任を持ちまして、なるほど、やはり文部大臣があとで言うたのはそのとおりだったと言われるようなやり方をしたと、いまは考えておる次第でございます。

○秋山長造君 大臣が、そういう点、はっきりこの席でお約束されるわけですから、その結果を信頼して見ておるよりしようがないですけれども、まあ大方の納得を得るだけの人事をやつてください。そうしませんが、おっしゃるとおり、これは制度も制度だけ、人によって制度そのものの性格も変わってきますからね。これは公正な、しかも客観的に見て納得のいく人事をやつていただきたい。先ほど、杉原君の御質問に對して、少数精銳主義でやるんだとか、実務主義でやるんだとか、能率主義でやるんだとかいふことを、運営審議会の構成についておっしゃつておつたですが、さらに、いま大臣のおことばによりまして、相当根本的な問題について、広い視野から意見を吐けるような人ということになるそうだけれども、いままでも文部省なんかでいふんな審議会の委員なんかをお選びになる様子を見ておると、大体財界から何人というふうなことが、もう判で押したように出てくるんですが、この運営審議

会もまたそういうようなやり方になるんでしようか、どうでしょうか。これはまあまとめて、ちよつとお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(坂田道太君) 運営審議会の中には、やはり寄付金等のこともございまして、経済界の方も若干、あるいは一人、そういう人を入れたほうがいいというふうな思つております。しかし、それがすべてだといふふうにお考えいただく、それは間違ひでございます。やはりそういうものを反映するといふことも必要だといふふうな思つております。

○秋山長造君 時間がありませんから、もうそこばかり繰り返しません。ただ十人ですからね、十人以上。十人じゃない、十人以上です。それから、だから五人の場合だつてある。その少数の中で、財界から若干人という、若干人いたらまあ普通の常識では数人といふことになるでしょう。少なくとも、四、五人くらいにはなるでしょう。そうしたらほとんど財界の代表といふようなことになる場合だつてあるんじゃないか。まあ、それは財界の代表だから、いい悪いのじゃないです。悪いのじゃありませんけれども、えてして、あまりそういう財界の人ばかりが教育関係の審議会なんかへ出て来られると、どうしても教育そのものが、財界の都合のいいような方向へ持っていくか、財界の都合のいい方向へ持っていくか、そのらは十分配慮してやられたほうがいいと思ひます。

○国務大臣(坂田道太君) 私の申し上げたのは、一人と申し上げて、場合によつてはゼロのこととあり得るのじゃないかといふことがあつたんで、若干といふことを言つちやつたんだだけ、若干といふと二、三名も四名も若干でございますから、そういう意味じゃなくて、ゼロじゃなくて、一人くらいは財界の關係、経済界の人を入れないければならぬのじゃないかといふことをむしろ強調したつもりでございます。そういう意味にお聞き取りをいただきたいと思ひますし、一名があるいは

場合によつては二名になることもあり得ると思ひますが、それから言論界、第三者機関の言論界とか、そういうようなあるいは私学関係の方々、あるいは経理関係のよくわかつたような方々といふことでございます。そういう意味で、私のほうは若干といふことでございまして、それは私の言ひ間違ひでございますから、ひとつ御了承を願ひたいと思ひます。むしろ先生の御心配の点を、私自身も心配をしておるといふふうにお聞き取りを願ひたい、御了承を賜りたいといふふうな思ひます。

○秋山長造君 もう十分しかありませんからしよりますが、私立学校法の改正の關係になりますけれども、これはやはり補助金の使い途等については、会計検査院の検査があるわけなんです。うね。

○政府委員(岩間英太郎君) これは会計検査院自体でおきめになることのようにございまして。しかし、私どもが見ますところは、この補助金の扱いといふのは、たいへんむずかしいんじゃないかと、つまり使途については、これは私学のほうで半分持つとかいふことはございませぬし、それから経費でございまして、まあ使途が自由なわけでございますから、使途について検査をするといふことはなかなかむずかしいからう。言つてみますと、配分の際に本務教員を基準にして配分をするといふことになりました場合に、本務教員が百名なら百名、それが九十九名であるかあるいは九十八名であるか、あるいは週に一回しか来ないか、したがつてそれらは本務教員であるかどうかといふような点が問題になるかも知れませんが、なかなか検査がしにくい補助金であることは間違ひないと思ひますけれども、検査自体は、これは検査院のほうでおきめになるというふうなございまして。

○秋山長造君 それから衆議院で修正されましたね。「第五十九条第十項及び第十一項の規定は、政令で定める日までの間は、適用しない。」立入

検査の点が問題になってそうだったのだらうと思  
います。これは政令の定める日というのはいつま  
でのことを考えておられるのでしょうか。

○政府委員(岩間英太郎君) これはまあ書き方と  
しては、当分の間というふうな書き方と同じよう  
に御理解をいただければよろしいんじゃないかと  
思いますけれども、内容の趣旨は、今後私学の助  
成に私どももつとめてございまして、この  
助成を充実し、あるいは私学がそれぞれ努力をい  
たしまして、全般的に教育とか研究の水準が向上  
しているにもかかわらずなおその教育とか研究条  
件が質的な低下をもたらす、そういう学校が実際  
に見られるというふうな場合には、この政令をき  
めざるを得ないんじゃないかというふうなことで  
ございます。

○秋山長造君 補助はするけれどもコントロール  
はしないということをよく言われるのですが、確  
かにやり方いかんによつては、これは懸念される  
ようなことがあり得ると思うのです。またその半  
面、一口に私学といつてもピンからキリまである  
わけなんです、だからいやすくも文部省あたりの容  
際は断じて受けつけない、また受けつける必要も  
ないというふうな、非常にきつぱにやられていて  
ところもたぶんあると思うのですが、同時にまた  
と、とんでもないルーズなことをやっているのも  
遺憾ながら絶無とは言えぬ、これはいうまでもな  
いことですが、その点に関連した点として終始  
問題になることですけれども、大学によると、あ  
るいは大学の学部によつては、けさ杉原君からも  
話があったのですが、べらぼうな入学金や寄付金  
を取つて問題になっているところがありますね。  
それからもう一つ、残念なことですが、入  
学定員を非常に水増しをしてとつたりなんかする  
ような、それで入学金なんかをかせぐということ  
とはが悪いが、通俗なことばで言うならばかせい  
でいる例も私は絶無ではないと思うのですが、そ  
ういふものは一体今度の制度の改正のような機会  
に、何らかの規制ができるのかどうか、またそう  
いうことを考えておられるのかどうかということ

をお尋ねしておきたい。このいただいたこの計数  
表を見ましても、一番よく問題になる医学部だと  
か歯学部、医科大学とか歯科大学、そういうよう  
なものの中にはこの計数表ではまともな数字しか出  
ていませんけれども、実際には高額な寄付金を取つ  
ているところがありますね。何百万円、あるいは  
何千万円ではない、何千万円でもないでしよ  
うけれども、少なくとも千万円以上というような金  
を出さなければならぬといふ意味でいうような金  
とをよよく聞くのですがね。入学定員にしても定員  
の倍も三倍もつて、実際には学校に出てこない  
い、授業料だけ納めて学校に出てこない、四年間  
在籍すれば大体卒業証書をもつていく、現在の  
学校でもどうせ初めから出てこぬことを予定して  
収容能力をはるかにオーバーするようなものを入  
れているというふうな例、これは一々差しさわりも  
あるでしようから私は申し上げません。あなたの  
ほうでもどの程度のことをつかんでおられるか、  
せつかくこういふ画期的な制度が実際やられると  
きですから、今度これができたのであつていひひ  
いことはなくなつたのだというふうなことでもな  
いと、やっぱりなかなか一般世間の人はわからな  
い、制度がこれだけよくなつたといふことは……  
そこらの点をひとつ明確にしておいていただきたい。

○政府委員(岩間英太郎君) 私学が経営を行ない  
ます場合に、学生納付金をよけいに取るか、ある  
いは定員をよけいに取るかという二つの方法でな  
ければその苦しい経営は避けることができないと  
いふふうな傾向がございまして、したがいまして、  
現在経営的に比較的安定をしているところ  
では学生からたくさん納付金を取るか、あるいは  
は御指摘のように定員をたくさんとつておるかとい  
うこととしかないわけでございます。この点はし  
たがつて私学の経営が苦しいために起こつた弊害  
というふうなことを考えることはできるわけございま  
す。そういうことは結局教育研究の質を低下させ  
るわけでございますから、そういう意味から申し  
ましてそういうふうな弊害はできるだけ避けてい  
かなければならないというふうなことを考えているわけ

でございますが、まず定員につきましては、これ  
は現在御指摘のように、かなりたくさんとつてお  
るものもございまして、これは国からの助成がふ  
えてまいりますと同時に順次は正していかなけれ  
ばならないんじゃないかというふうなことを考へて  
いるものでございまして、しかし一挙にこれを正する  
ということになりますと、現在社会的に大学に行  
きたいという需要がきわめて強いわけでございます  
から、そういう点も考へあわせながら教育研究  
の質的な低下といふものを防ぐという意味で、定  
員の極端な水増しといふものは、これは私どもも  
指導によりまして順次これを正していくといふ  
ことを考へなければならぬというふうな思つて  
おります。

それから学生の納付金の問題でございますけれ  
ども、御指摘のございました医学部等につきましては、  
これは私どもの四十二年くらい前の調査に  
よりますと、一人当たり、やはり五百二十万  
くらいの経費がかかるわけでございます。それに対  
しまして学生納付金といふのは大体百七十万  
くらいといふことで、かなり学校の経営とその学  
生納付金との間に差があるわけでございます。  
これは従来病院収入等によりましてかなりカパー  
をしてきたといふことでございまして、けれども、  
最近病院の経営といふのは非常にむづかしく  
なつてまいりました。そこから黒字を出して学生  
納付金をカパーをするといふことがむづかしく  
なつてまいりましたので、したがつて、五百二十  
万もかかるものを一体どこから調達するかといふ  
ことになりまして、結局は父兄にこれを負担して  
もらわなければやうていけないといふふうなかつ  
こうになるわけでございます。そこでこれを六年  
間に割つて毎年多額の納付金を取るのか、あるいは  
入学時に一時的にそういうものを取るのかとい  
う問題がありますけれども、現在のところは入学  
時にかなりたくさん納付金を納めてもらつてい  
うふうな形が一般的でございます。そういうふう  
なことは結局相当の資力がなければ医学教育とい  
うものは受けられないということになりますと、

これはある意味では成績の悪い者がいい者を排除  
するといふ意味の逆淘汰といふふうな現象にな  
るわけでございます。それを防ぐために、この  
たびの補助金も医学系につきましては特に人件費  
の三分の一を補助するといふふうなかつこうで傾  
斜をつけたわけでございます。そういうふうな点  
を通じて今後できるだけそういうものを正  
をしていきたい。しかし受益者負担とそれから私  
立学校とのあり方との関係といふものはたいへん  
むづかしいございまして、まあアメリカ流の考  
え方で申しますとそういうものがあつてもいいの  
じゃないかといふことが見受けられないことはな  
いわけでございますが、この問題は今後の非常に  
大きな問題でございますが、基本的な考へていか  
なければならぬのじゃないかというふうな考へ  
ております。

○秋山長造君 いまおつしやるように、これはそ  
れだけたくさん高額の入学金なり寄付金なりを  
取らざるを得ないから必要やむを得ず取つてい  
るのだと、善意に解釈すればそれはもうそのとおり  
だ、しかし、半面、医学部とか歯学部だとかと  
いうような関係の大学はもうそういうものなんだ  
と、とにかく入らうと思へば何百万円か要するのだ  
といふことが常識化してしまつて、それで同時に  
大学のほうも一つのそれが慣習のようになってし  
まつて、もう別にあらためてどれだけの必要だか  
どれだけ取るというふうなことは離れて、とに  
かく取ればいいのだ、出すのだ、入りたい者は  
みな出すのだ、取るのだというように安易になつ  
ている点も私は非常にあるのじゃないかと思う。  
そこらのかね合いが今後の運用上御苦労なさる点  
だと思ひますが、そこらの点も十分配慮をされて  
公正に運営をしていただきたい。  
それから、先ほどの運営審議会なり役員なりの  
人選の問題等とも関連しますが、やはり今後数年  
間にとにかく、先ほどおつしやつたように、文科  
系で人件費が二分の一、研究費で三分の二という  
ようなところで持つていくために努力されてい  
くといふことになりまして、数年後には相当国が

ら金が出ることになる。私学は多い。しかもピンからキリまである。また中には非常にボスのな支配権を振り回しているような経営者もおられるわけですからね、大学によつては。またそういう者が陰に陽に政界、官界、財界なんかにつと根を張っておられるわけですから、そういうことで補助金の分配なんかについていやくも顔をきかしてよい取りとか何とかいうありがちのようなことに脱線しないように、これもいまからひとつこの運営については厳に注意をしていただきたいということを特に申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○多田省吾君 私は最初に文部大臣に、戦前は七、八万であった高等教育を受ける学生が、現在は百七十万、二〇％ですか、同一年齢層においては二〇％という膨大な数になつておられる原因がですね。どういふわけであつたか、それを社会あるいは学生、両面からお答え願ひたいと思います。

○国務大臣(坂田道太君) 先ほども申したと思いますが、第一には、やはり私も戦後六・三・三・四制度をとつたということ。これはいやおうなしに小・中を終わった者は高等学校、高等学校を終わった者は大学と、こういう走り方をする傾向が一つあると思います。それからもう一つは、やはり日本人が非常に教育熱心であるというところが一つあると思います。それからもう一つは、十年前くらいからかなり日本の経済成長が目ざましいわけがございまして、多少の苦勞をするならば自分の子供を学校に出せる、また出したい、また出すことによつて社会的地位あるいは所得を増すことにつながつていくという親の気持ちもあつたかと思ひます。それからもう一つ、戦前でございますと、一世帯当たりの人的構成というものの子供三人から四人というのが普通だつたと思ひます。戦後は二人、二人であるならばとにかく学校へというのを親が考えるのは無理からぬことだと思います。また同時に、ある程度出せるということ、そういうよう

なものが重なり合ひまして、そして進学率が非常に高くなつていふというふうには私は考へておられるわけがございまして。ございませうけれども、やはりこれは単に日本だけの傾向ではなくて、全世界の傾向であるというふうにも言えるかと思ひます。

○多田省吾君 いま大臣がおっしゃつたように、社会も非常に高い知識を備へた人材を求めている。それからいま四つ、五つの理由をあげられましてけれども、そのとおりだと思ひますけれども、最近ヨーロッパ諸国では、午前中に大臣もおっしゃつたように、イギリスが一・一％、フランスは一・二％、あるいは、西ドイツが八・数％というように、同じ年齢層でそれだけの割合で高等教育を受けている。ところが、それは大臣もおっしゃつたように、ヨーロッパにおいてはちよつと社会構造が違うのだ、非常に職業の世襲制なんかが強いんだと、それから見れば日本は非常に自由であるから、高い進学率を示しているのだらうというふうな御答弁もあつたわけですが、一面においては、アメリカあたりでは五〇％、ソ連あたりでは二八％、非常に日本よりも高い進学率を示している国があるわけでありまして。ですから、こういったことを考えますと、はたして今後五年、十年先、大体同一年齢層で何パーセントぐらいまで日本においては高等教育の進学率が高まるのだらうか、そういうお見通しはございませうか、どうか。

○国務大臣(坂田道太君) 先ほどの新経済社会発展計画の中においては二五％、昭和五十年度が目標というふうにしていふようでございます。

○多田省吾君 まあ新経済社会発展計画ですが、それはいろいろ問題でありますけれども、特にこういった高等教育の伸び率等に関しては、非常に甘い考えじゃないかと思ひます。けれども、大臣ははたしてそう思われているのかどうか、そうしたら、将来に対して大きな誤りをおかすことになるのではないかと、二五％どころか、三〇％にも四〇％にも、あるいは十年後アメリカ並みに五

〇％近くにもなりかねないのじやないかと思ひますけれども、まあ政府が発表した新経済社会発展計画と違ふからということであまりほんとうのこととおっしゃらないかもしれませんけれども、別に大臣の責任なんて申すつもりはありませんからお答え願ひます。

○国務大臣(坂田道太君) ただいまも、午前中にも申し上げましたように、実を申しますと、私たちのほうではこの五月から来年の五月までに、中教審にお願ひして、一応の試算をしていただくようになつております。一応われわれは文部省のほうでもやりたいと思つておりますが、結局そのころにならないと、かなり客観的に皆さん方に責任を持つていただくことを実は申し上げられないわけがございまして、あるいは昭和五十年度を目標としました二五％というのは、少し足りないじやないかという気はいたします。率直のところ。それからもう一つは、私たちが考へておりましたテレビを通じて放送大学というふうなことも出てまいります。でございますから、かなりの人たちが今度は入るんじゃないかということになります。あるいはまた勉強しようという人たちの意欲というものは、相当計画を上回るような圧力を持つていふのではないかと、思つております。でございますから、新経済社会発展計画につきましても、三年のうちに一応補正するということになつております。したがひまして、この前の五月一日の閣議におきまして、新経済社会発展計画につきましても、文部省といたしまして、そのようなことについてはこういう点について留意していただきたい、そしてそれには相当のお金が必要とすといふようなこともあらかじめ申し上げていふわけがございまして。

○多田省吾君 話が前後しますが、昭和四十四年三月の読売新聞に教育世論調査というものが出ております。父母に対して、大體子供さんへの程度まで進学させたいかという質問に対して、男子においては大学院まで三・七％、大学まで五九・三％、短大まで〇・八％、高専まで二・

二％、高校まで二六％、中学まで一・一％と、高等教育を受けさせたいという父母の希望は全部合せて六六％に達しているわけですね。また女性においても高等教育に対しては三二・四％と、そういう高率を世論調査では示しているようでございます。また昭和四十三年度において、文部省で調査なされた、あるいは高校卒業生十五万五千人を対象にして、国・公立大、あるいは私大、あるいは就職組と、これはどういふ成績になつていのか。こういう中にも私大においては高校の成績三以下の者の比率は二八・七％だ。ところが就職組の中には三・〇以上すなわち中以上の成績の者が三一・二％に達しているというところは、いろいろ考えますと、私立大学は、国・公立大学は制限がありますし、私立大学はいま百二十万ほどおりますけれども、入学金や寄付金が高いためにこういう有能な、成績のよい高校生が経済上の理由のために進学できないで就職せざるを得ない、こういう層が非常に多いんじゃないかと思ひます。先ほど大臣はテレビ大学の構想もおっしゃられて、これからはもう少し入学可能になるだらうというお話もございましたけれども、私はそういう観点から、昭和五十年の二五％という状況はもつともとオーバーするのではないかと、こういうことも考へるわけです。そしていま学生の側から考えましても、働く期間が非常に長くなつておりますから、二十歳歳まで大学にいても十分社会において活動できる、そういういまの社会情勢からいって自信を持つておりますし、もうだんだんそういう傾向になつてきますと、アメリカ並みに進学率が高まるというところは十分考へられる。それをもとにして、やはりこういう私学振興策あるいはその他の対策を立てなければ、また誤まつた姿になつてしまふんじゃないか、こういう考え方から私は申したのであります。

次に、いま文科系がむしろ供給過剰な姿でありますけれども、理工系が非常に金がかかるために学生が少なく、こういう現状をアメリカ、ソ連等と比べても、あるいはヨーロッパ諸国と比べて

でも、これは非常に極端なものがあつた。それだけで大学の学生の中で理工系、どうしても技術系をふやしていかなければ、学生あるいは社会の要望にこたえられないんじゃないかと、こう思ひますけれども、その対策をどのようにお考えになりますでしょうか。

○政府委員(岩間英太郎君) このたびの補助金におきまして理工系は特に重視をいたしておるつもりでございますし、また従来からも理工系につきましては設備費の補助等を行なつております。しかしながら、現在の私学につきまして理工系をふやすということは非常に経営面から考えますとむずかしい感じがいたします。そこで以前にも理工系の学生をふやすということで、これは国立大学を主体に理工系の学部を増設を行なつたわけでございますけれども、現在のわが国の状態を見ますと、従来は私学が国立大学の補完的な役割りを果たして来たという面があつたかも知れませんが、せんけれども、むしろ今後は国立の大学が私学のそういうふうな傾向というものを国や社会の立場から考えて是正をしていくというふうな方向にならざるを得ないんじゃないかというふうな感じもいたすわけでございまして、たとえば情報科学につきまして最近要求がございまして、新しい学部、学科の創設ということも国立大学を中心に進めておるような次第でございまして、やはり金のかかる分野につきましては、国のほうである程度手当てをしなればいかぬというのがこれからの方向ではないかというふうな感じがいたします。

○多田省吾君 次に、先ほどから大臣がおっしゃつたように、もう高等教育というものが非常に普通化してると、こういうことから、私立大学の授業料あるいは入学金は非常に高いわけですね。戦前は百二十円、百三十円程度だったのが、いまは一年間八万四千円ですか、平均でもそのくらいになっておるといふことでございます。それで高等教育の進学率が高いといふことは、どうしても社会の必要性によるものだ、こういう考え方からすれば、むしろ教育事業というものは公共

事業であり、公共投資によらなければならないという観点から、やはり国立公立並みに経営困難な私立大学に補助を相当国家としてしなければならぬといふことは、結局これは憲法のたてまえ上当然のことであつて、それを恩恵的な姿でやつていくといふことは、むしろこれは誤つた考え方だ、こう思うわけですね。昭和三十三年の文部省から出た高等教育白書にも、補助金を人件費までやるかどうかといふ口に出したくなるからなかなか踏み切れなないといふような白書が出ておるわけでございますけれども、もう全世界の状況を考えましても、金は出すが口は出さない、あるいは援助はするが支配はしないんだ、そういう原則に立つておるわけでございます。イギリスでも先ほどからお話がありましたように、私大の経費の八五%、あるいはアメリカでは連邦政府だけでも三三%の私大に対する補助を与えている。現在日本においてはわずかに一八%、こういうまことに情けない現状であります。ですから、大臣としては私学補助といふものが決して恩恵的なものではなくてこれは当然のことなんだ、そうお考えかどうか。

○国務大臣(坂田道太君) 今日の段階ではやはりそういうふうな考え方に変わつていかなければ無理できないんじゃないかといふふうに思ひますし、それが当然な道だといふふうに思ひます。でも、それをやるのが結局はまたいろいろの文化、経済、社会の発展に寄与することにつながっていくといふふうに私は確信をいたしております。したがって、今日教育競争の時代といふことが各国において言われておるといふのは、まさにそれを象徴しておるのじゃないかといふふうに思ひます。

○多田省吾君 ところでやはり日本の現状を考えますと、非常におさむい現状でございまして、国民所得に占める大学に対する、公的教育費の割合、こういうものを計算してみますと日本においては〇・七九%、イギリスにおいては日本がいま同一年齢層が二〇%いるのに対して一%であり

ます。ですから、学生数は平均日本の半分程度でありましても、国民所得に対する大学生、公的教育費の割合といふものは〇・八五%と日本よりもむしろ多い、西ドイツでは一・〇四%、こういうことから考えますと、先ほどの特に私立大学に対する補助が非常に少ないといふこととにらみ合せて、いまわが国が大学に対するいわゆる支出割合といふものが非常に少ないんじゃないか、こう思ひますけれども、大臣はそれをどう思われますか。

○国務大臣(坂田道太君) あるいは事務当局のほうで詳しいデータを申し上げると思いますが、これはちょうど衆議院の文教委員会におきまして私が申し上げたデータでございます。これは単に高等教育機関だけじゃない公教育費の比率について昭和三十八年が四・一%、国民総生産に占める公教育費の比率ですが、三十九年が四・一%、四十年が四・二%、それが四十年を境として四十二年が四・一%、四十二年が四・〇%、四十三年、四十四年がおそらくこれは下がつていっているんじゃないかといふことは考えられております。

したがって、昭和四十年までの十年間を考えるとかなり日本は高い水準にあつた。しかしながら、イギリス、フランス、ドイツがそれまでは公教育費に対する比率は少かつたんだけれども、これではいかぬといふことでがんばり始めたといふことが言えるんじゃないか。試みにほかの国を考へてみますと、アメリカにおいては昭和三十八年が四・五%、三十九年が四・六%、四十年が四・九%といふふうにどんどん上がつてきておる。それから、イギリスが四・七%、これは昭和三十八年でございます。それが四十年五・〇%。フランスが昭和三十八年が三・二%であつたけれども、四十一年が三・五%、西ドイツが昭和三十八年三・一%、四十一年三・六%、こういうふうなイギリス、フランス、ドイツもこの十年間ずつと押し上げてきておる。ことにフランスは最近においてかなり上がつてきているんじゃないかといふふうに思ひます。そういうわけでございまして

で、やはり今後の十年間を考えた場合は、かなり大学を含めまして、公教育費といふものに対するGNPの比率といふものがある程度とつて、そしてやはり有効適切に使うといふことがなければ、日本のすべての教育、文化、社会、経済のあらゆる発展といふものがそれによつてだめになつてしまふんじゃないかという気がしてならないのでございまして。それだけに早く長期教育計画といふものが、それを立てなきゃならぬし、場合によつては新経済社会発展計画の中に一体文科系統はどの程度のものが必要なのか、あるいは中堅技術者はどれくらい必要なんだ、あるいは高等技術者、科学者はどれくらい必要なんだ、そういうものを部門別にかなり精密にデータを集めまして一応の試算をしてみる必要があるんじゃないかといふのが私の実は考えておることでございますけれども、残念ながら政府といたしまして、まだそこまで立ち至つておらないことを率直に認めざるを得ないわけでございまして。しかし、それなくしては今後の新経済社会発展計画といふものが調和ある発展を遂げられないといふふうに私は思つております。

○多田省吾君 今度の科学助成は画期的なことでございます。ですから、私学関係者の方々の中には、戦後の文部大臣の中では最高の業績を残すんではないか、そういうふうな坂田文部大臣を称賛しているような方もだいぶいらっしゃるわけでございます。しかしながら、先ほどからお話ししましたように、金も出すけれども口も出すというふうなことしの大蔵省の初めのような考え方が、かりに少しもあるとすれば、これはまた大きな問題だと思ひます。そういう観点から、一つはこの私学関係者から四百八十億あるいは五百億、そして少なくとも人件費の半額の負担をしてもらいたいという要望が出たわけですね。で、文部省ではまあ二割までといふことで要求したらいいんですが、人件費の一三%程度に切られたといふことでございますが、私大関係の方々が計算してるところのいわゆる人件費といふものと、文部省が考へて

いらつしやる人件費というものがちよつと食い違つておるに思われます。それはないならばけつこうなんですが、もしこし人件費五割補助ということができたとすれば、大体何百億ぐらにあたるか。それからまた、五年後と言つても、毎年一〇割ぐらいつ人件費も上昇するんでございまいしょうから、五年後と言つても、また計算しにくいと思ひますけれども、五年後人件費五割まで補助したいというおよその計算を、大体どのくらい必要か、こしとそれから数年後のものをあわせて教えていただきたい。

○政府委員(岩間英太郎君) 私学のほうでやつております計算と私どもの計算とが食い違つております点は、私どものほうは本務教員だけに限つて計算をいたしております。本務教員の給与が大体五百三十億、四十四年度に推計されますので、その半分をいたしますと二百六十五億ということになるわけでございまして、私どもが二割というところで要求をいたしましたのは、人件費の伸び率が、ベースアップ分が大体一割、あとの一割が大体新しい教員の補充分と、それから、新設学校の教師増加分ということを考えて、二割を要求したわけでございまして、私どもが人件費を要求しましたその理由と申しますのは、それは教育研究の質的な向上をはかるということと、また、本来ならば教育費並びに研究費に対して補助をされたいということになるわけでございまして、実際のところ人件費が毎年一割も上がつてゐるし、それから、物件費が五割も上がつてゐるという中で、人件費のほうに教育研究費が食われてしまつておるような実情があるわけでございまして、幾ら教育研究費に金をつぎ込みましても、人件費をほつたらかしておつたのでは、むしろ教育研究費が食われて、質的な向上というものははかれない。そういう点にあるわけでございまして、したがひまして、教育研究費を人件費に回されないでも済むようにしたいということが、私どもの一番大きなねらいでござい

す。ほんとうの目的はあくまでも教育研究の充実

ということとでございます。したがひまして人件費については、少なくともそのベースアップの分として私学が新しく負担しなければならぬものを凍結する意味で、その分を要求する。それから、今後におきましてもやはり同じような考え方では加する分を押える。そうしなければ、教育研究に幾ら補助金をつぎ込みましても質的な向上がはかれないということとでございます。

○多田省吾君 次は、この財団法におきまして役員と、それからその他のものについてちよつとお尋ねしたいのですが、前の振興会のおきには、会長一人、理事長一人、理事は三人以上五人以内、監事は三人と、こういうわけだったので、今度は会長がなくなつて、理事長一人、理事四人以内及び監事二人、さらに非常勤の理事四人以内を置くことができる。まあ三名ぐらゐ増員になつてゐるわけでございまして、会長がなくなつたということと、また理事が増員になつてゐるということと、それから、この役員というものが衆議院の委員会のほうで新井委員の質問に大臣が答へられて、いまの役員の方が大体横すべりするのだからというふうなこともおつしやつておられるよう

でございます。また、理事長なんかについても非常に大きな権限を持つてゐるわけでございまして、中には自民党と文部省と私大関係者三つとも争つてゐる

のじゃないか。こういうような報道も新聞等にはいふんなされてゐるわけですが、この役員は、その振興会の役員が横すべりするの、また、新たに人選し直すのか。その考えとして、どうも文部省の役人の方が天下りが多いのじゃないだろうかとか、あるいは私大関係者の突き上げがあるのではないかと言われておりますけれども、やっぱり私たちとしては公平な第三者の方も入れてやりたいという希望は強いわけでございまして、それをどのように考えていらつしやいますか。

○国務大臣(坂田道太君) 振興会とそれから、新しい私学振興財団との関係、役員関係は、これはそのまゝいくわけではございません。新たに任命をいたすわけでございまして、それから、事務職員はやはり原則的に受け継ぐ、それから新聞等にはいろいろ書いておると思ひますけれども、まだこの私学振興財団法というものが通つておらないわけでございますし、私の頭の中は全く白紙でございまして、それからまた文部省と私学とあるいは党と、何かいろいろいふもめておるとかなんとかというところ、これは全くの推測でございまして、全然そういうことはございせんから御安心のほどをお願い申し上げておきたいと思ひます。

それから理事長以下理事あるいは監事、それから運営審議会のメンバーに對しましては、もしこの法案が通りましたならば、私りつぱな人選を行なつていきたいというふうな考へておるわけでございまして、やはり運営審議会の中におきまして、かなり広い識見を持った方で、そして私学のことに對してよくわかつたような人、あるいは私学の経営をされた人なり、あるいは教授であつたり、そういうような人も考へておりますし、また言論機関の、第三者機関の人も考へております。それからまあ先ほど申しましたように、経済界の人も考へております。あるいはまた会計経理というふうなことに對して非常なエキスパートであるというふうなことも考へてゐるわけでございまして、この理事長及び理事四名、監事その他につきましても、十分先ほどお話を申し上げましたよう

に私学について深い識見と理解のある方、あるいは学識経験者、あるいは経理等のわかつた方を考へてゐるというふうにお考えをいただきたいと思ひます。

○多田省吾君 まあ大体わかりましたけれども、たとえば私学審議会の中にも優秀な人がいるというふうなお話でございまして、たゞえば理事長等の任命等にあたつては、こういった私学審議会の意見を聞くということもなさるおつもりなのか、そんなことは考へていらつしやらないのか。

○国務大臣(坂田道太君) この点につきましては、最終的にはやはり私の判断によるものと思ひますが、しかしながら、各界各層の意見をやはり聞くということは大事かと思ひます。しかし、それによつてとらわれるということではいけないのではないかと考へますし、ここで皆さま方にお話を申し上げたような観点に立つて人選を進めて判断をいたしたい、最終的にはそういうふう

にいたしたいと考へております。

○多田省吾君 それでは経常費の配分の方針でございましては文部省で定めるといふようなことをおつしやつてゐるけれども、やはりこういった財団ができた以上は財団にやはり——イギリスU G Cですか、そういった独立した機関がありますけれども、わが国においては政府機関でありますけれども、財団に相當な自主性を持たしたほうがいいのではないかと、こういうことを考へますけれども、方針としてはどのようなにござい

○政府委員(岩間英太郎君) 先ほど申し上げましたが、基本的な基準につきましては文部省のほうでこれを作成をいたしまして、財団にまあそれを基本にしまして具体的な配分をやつていただくということを考へておりますけれども、先生のおつしやるような点は十分理解いたしまして、そういうふうには考へております。なお、U G Cはいわば非常に具体的にやつてゐるわけでござ

ざいますが、イギリスの場合には先生も御指摘いただきましたように、学校の数も少ないということもございすけれども、わが国の場合は七百ぐらいの大学、短大、高専を相手にするわけでございまして、イギリスのように一々大学側の計画に基づいてこれを査定をするというようなことができませんかどうか、非常にむづかしい問題ではございすけれども、まあ大学側からの申請主義と申しますか、応募主義と申しますか、そういうような意見も現在出ているように伺っております。まあどういふ方法で具体的にやるかということではこれからいろいろ検討しなければなりませんけれども、しかし、補助の目的が教育研究の質的な向上という点にあるわけでございすから、まあその国民の期待に沿うように、それが具体的に配分されるように、財団側としてもいろいろ工夫をしてもらいたいというふうに私も考えております。まあそういう意味で先生御指摘のように財団側にかんがりの大きな責任を持って仕事をしてみたいということでございます。

○多田省吾君 杉原委員の質問に答えられて大臣は、UGCの方針というものが一緒にあわせてお述べになったわけですが、最初はUGCは大蔵省の管轄下にあった。ですから、教育内容等においては全然口出しはしなかったと思ひます。最近では非常に膨大になったものですから教育科学省ですかの管轄になったと聞いておりますけれども、やはり相当の独立機関として自主性を持った機関である、このように私たちは思っております。それに対してやはりこの財団はどうしても政府、文部省の監督権が強いように思われるわけでございす。ですから、やはり金を出して口を出さず、私学の独立性、自主性ということを重ねることは、これは非常に重要なこととございすから、まああれしものように考えているわけでございす。それに関連しまして先ほど秋山委員からも御意見がございましたけれども、まあ衆議院で修正されたところの附則第十四条に、「改正後の私立学校法第五十九条第十項及び第十一項の

規定は、政令で定める日までの間は、適用しない。」、このようになったわけでございす。先ほどの御説明では「政令で定める日まで」というのは自分の間ということなんだと、私学の中にいかわしいような姿があった場合にはどうしてもこれは政令で定めるのだというふうなお話もございました。衆議院の附帯決議の中にも、政府は附則第十四条第四項に規定する政令を定めようとする場合には慎重にこれを行なうべきであるという附帯決議もあるわけでございす。これはやはりつくろふ項目は私学の自主性、独立性をほんとうにいままでどおり貫いていくか、それとも政府の介入によつて私学の自主性がそこなわれるかという非常に大事な項目であると思ひます。ですから、ほんとうは私はこんな五十九条の十項、十一項なんでしょう規定は私立学校のほうに入れないほうがよろしいのではないかと思ひますが、これが入っているということ自体は非常に危険性が多い、こう感じておりますけれども、どうでしょうか。これは国会の審議あるいは与野党の十分意見を聞いてこの「政令で定める日」というものを考えていかなければならない、これは慎重にしなければならぬ、こう思ひますけれども、ひとつこれについて政府の十分な御配慮をまじえた御答弁を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(坂田道太君) この点につきましては、衆議院におきまして修正がございまして、その際にも私は申し上げたわけでございす。十分この委員会等の御意見等も承りました上で慎重に処置しなければならぬ課題であるというふうに心得ておる次第でございす。でございすけれども、この私立大学の自主性ということはいままで尊重し、また貫かなければならないと思ひますけれども、一面において今度は私学が社会的責任を十分果たし得ない、あるいはまた教育の質的向上というのを念願いたしてこの法律というものができていくわけでございすし、またそれがゆえにこそ私学に対する助成というものがなされていくわけでございすけれども、しかし、

それが学校教育法であるとかあるいは大学設置基準であるとか、そういうようなものに著しくもとまり、あるいは違反をし、そういうのが見てもこれはめっちゃくちゃだ、しかしながら、何にもこれは監督庁である文部省としては措置することができないのだというところは、また税金を出しておきまして国民に対する責任というものが果せないわけでもございまして、その点についてやはり明らかにだれが見てもめっちゃくちゃである、ないことを望みますけれども、そういうようなことがあった場合には何らかの措置がとれるということとは、また国民に対する文部大臣としての責任を果たすということにつながるわけでございす。で、その意味合いから、実はあの項というものが原案にあったわけでございす。しかし、それでも実際の運用としては、よほどのことがない限りには発動すべからずという気持ちで、私は一貫して答弁をしております。しかし、衆議院の方々の御審議の結果、それではなおかつまだ心配であるということで、一応これは政令で定める日まで、この項はあらかじめ修正がなされたわけでもございすから、その院議に對しまして、私どもは十分こたえることがなければならぬわけです。その意味合いにおいて、この修正された意味合いなり、あるいはまた、この取り扱ひにつきましては、十分院の御決定を尊重いたしまして対処をいたしてまいりたい、かように考えておる次第でございす。

○多田省吾君 次に、先ほど御質問ありましたけれども、第十七条の運営審議会にございすのが、いままでの評議員会を運営審議会に改組したのだと思ひますけれども、いままでの十人ないし二十人という数から「十人以内の委員で組織する」と非常に委員の数が減っているわけでございす。まあ、少数精鋭主義と口でおっしゃいますけれども、普通、委員が減った場合には、これはどうしても弱体化したんじゃないかと見るのが、これは当然の考え方でございます。じゃ振興会のときには精鋭じゃなかったのかということも

考えられるわけです。ですから、こういう大事な財団の適正な運営をはかるためには、当然この運営審議会の権限を大きくする必要があるに、どうして人員を減らして弱体化させるような姿にしたのか、この点の御答弁をお願いしたい。

○国務大臣(坂田道太君) これには御論議はあると思ひます。あるいは二十人のほうがいいという議論もございすし、あるいは十人という方がいいという議論もあるうかと思ひますけれども、私がなせ十人にしたかといふと、先ほど申しましたように、少数精鋭で、そしてリーダーシップをとり得るということ、同時に責任の所在というものをはっきりすべきじゃないか。多いだけではない。それから、いろんな方面からたくさんの人たちが入ってくるということは、いかにも民主的の何かいふように思ひますけれども、実際の運営に当たりますと、あるいは運用次第では責任のなすり合ひみたいなことで、どこに責任の所在があるかわからない。また、あるいはなかなか統一した決定というものがなすことがないという欠点も一面においてはあつたということもあるわけでございす。そういう意味合いから、私は後者の少数精鋭、これは責任の所在をはっきりさせるということで一ぱんやってみたい、こういう考え方後者を選んだというふうな御理解をいただきたい。

○多田省吾君 次に、業務のところでございますが、第三号に、いままで振興会をやつたところの「私立学校の職員の研修、福利厚生その他」の事業、こういう字句が削除されたような形になっておるわけでございすけれども、じゃ、この点は全然今後軽視していくんじゃないかと、軽く見ていくんじゃないかというおそれも思ひますが、削除した理由というものはお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) 従来は、ある程度例示をいたしまして規定をいたしておりましたが、そうなりますと、そこだけやればいいというふうなふうにもとれるわけでございまして、今度はそれをむしろ広く解釈できるように、従来の例示を

省いたというのが実際でございます。この点につきましましては、政府内でも削除することに反対の意見がございましたけれども、むしろ私どものほうの意見が通ったということでございまして、決して従来のものをやめようとかあるいは範囲を縮めようとかいうことではなくて、むしろ逆に範囲を広げまして、将来助成の範囲が拡大される可能性をそこに持たしたというのが実情でございます。

○多田省吾君 話がちよつとはずれますけれども、現在、特に私立大学の学生の方の中に中退者が多いようです。いろいろ経済的な事情もありでしょう。ですが、こういった学生の方々に、私たちは前々から中退者学位認定制度を設けたらいいじゃないかということを主張してまいりましたけれども、そういったことに關して、大臣としてどう考えておられるか。

また、もう一つは、先ほどおっしゃったテレビ放送大学の構想、これはどの程度進んでいらつしやるのか、この二点をお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(坂田道太君) 中退者の問題については、ただいまちよつと、私も考えを、こうだというふうなことを申し上げられないわけでございますが、これから検討いたしてみたいというふうに思ひます。

それから放送大学のほうは、最近の報告を聞いておりませんけれども、すでに十五回以上の準備調査会議を重ねまして、鋭意検討を進めておるようなわけでございます。おそろく七月の末ごろまでには、一応の中間報告がなされるのではなからうかというふうな期待をいたしております。これまで発表いたしましたところによりまして、大体一週に、日曜を除きまして毎日二時間、一時間テレビ、一時間ラジオというところでやりまして、四年間で大学資格がとれる。もちろん一年のうちに大体文科系統で九日ございましたか、十日ございましたか、その程度のスクーリングをやる。あるいは理科系統で約二十日だったと思ひます。

けれども、のスクーリングをやるということによつて、大学の資格をとれるというふうなところまで検討しておるといふ段階でございます。ただ、どういふ媒体を使うのかというところは、まだこれらの問題でございます。しかし郵政当局におきましてはUHFの波と、それから、最初は中波の波でございましたけれども、最近ではFMの波を使うというふうなこともきまつておるようでございます。どういふ設置形態にするのかというふうなこと等につきましては、今後の問題であるというふうな承知をいたしておる次第であります。

○多田省吾君 それから、大臣は先ほど、銀行の貸し付け制度について考え方を進めるために経常費をとつておる。それからそのことに關して具体的な見通しですね、それをお聞きしたいわけですね。それからやはり高校、大学と、特に私学の高校、大学等においては、入学金が非常に膨大である。その入学金の無償貸与制度というふうなものを、たいへんでありましようけれども、設ける方向に進んだらいいじゃないかということもいわれておりますけれども、この点に關してどう考えていらつしやるか、お尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(坂田道太君) この点につきましては、育英会会費自身におきまして、一年來検討は続けてきておるようでございます。しかしながら、まだ私どものほうで省議として具体的にきめておりません。むしろことしの予算におきまして、もう少し十分な調査をやつてほしいと、特にアメリカではそれが成功しておるといふようなことも聞いておるので、ひとつアメリカにも行つてもらいたいというふうな程度でございます。いづれまた、この問題についてかなり全貌が明らかになりましてならば、当委員会におきましてもお話を申し上げたい、発表したいというふうなことを考へております。

それからまた、入学者の何となく無償入學というふうなことについては、それぞれの大学、学校におきましてかなりそういうふうなことを認め

ておる学校も絶無ではないと思ひますけれども、一般的にはまだまだそういうふうなことには立ち至つていないというふうに思ひますが、そういうふうな問題につきましても、今後相當経済的に恵まれない人たちが私立大学等にもまいるというところを考へ合わせますと、検討に値する課題ではなからうかというふうな思ひ次第でございます。

○多田省吾君 それから話は違ひますけれども、いままでも国立大学に対して若干二部制を設けておるし、高等教育の充実をはかつておるじやないかという意見もあつたわけでございますが、いま公立学校に二部制が設けられておるところはどの程度か、全然ないのか、あるいは今後どういふ方針で臨まれるのか。

○國務大臣(坂田道太君) これははなはだ申しわけないのですけれども、実はこれは管理局主管ではなくて大学局長の主管でございます。当然私がどこどこと知つておるべきでございますけれども、資料を持つてまいらないと答弁できませんので、若干あるようでございますので詳しいことはまた答弁させていただきます。

○多田省吾君 では、今後の方針だけでもいいです。

○國務大臣(坂田道太君) 今後の方針といたしましては、でき得べくば夜間の国立大学というものが地方においてできるところは始めたいというふうな気持ちでおります。

○多田省吾君 高校に關して若干質問したいのですが、たとえば都立の高校においては高校進學者の四七・二%、四十一年度でございますが、これは都立高校である。私立高校の寄与率というものが非常に高いわけですね。都立高校で授業料は一月八百円、ところが半数以上進學しているところの私立高校、これは五二・八%になります。それが一月三千八百円と約五倍の授業料になるわけですね。それから入學時においても五万円、六万円の入學金を取られるという現状でございます。こういふ点から見まして、やはり日本においては同一年齢人口に占める高校生の割合が七〇・

七%ですが、イギリスや西ドイツの二倍ないし三倍になっておる。こういう実情でありますけれども、高校までの公的な教育費が国民所得に占める割合というものがやはり非常に少ないわけですね。ですから、特に私立高校に対しては父兄負担の軽減のために相當な補助をしていく必要があるんじゃないか。国においても地方公共団体においてもこれは当然のことだと思ひます。こういふた高校から幼稚園までの今後の私學補助に對しての方針というものを、簡単にけつこうですからおっしゃつていただきたい。

○政府委員(岩間英太郎君) 高等学校以下の問題につきましては、私どものほうとしましては大学の問題を解決すればおのずから解決がつくのではないかと、という方向で実は大学の補助に對しまして非常に力を入れてやつたわけでございましてけれども、大学が解決しますと、それに應じまして高等学校以下のほうも同じような財源措置がとられるということになつたわけでございまして。具体的に申し上げますと、高等学校以下につきましては従來地方交付税で約四十億の財源措置がなされていたわけでございしますが、それが大学と同じような方式で人件費を含む経常費につきまして標準団体百七十万の人口のところでは八千五百万円、全体で約八十億円の財源措置をしたわけでございします。そういうふうな方向で大学とそれから高等学校以下というのは、これは区別してやるべきではないというふうな考え方でございしますけれども、その高等学校以下の所轄庁というのが現在都道府県の知事になっておりますから、国のほうで財源措置をして都道府県の知事のほうで具体的な措置をする、そういう形でもつて今後とも充実をはかつてまいりたいというふうな考へておる次第でございます。

なお大学の場合、先ほど来申し上げておりますように、まだ全体の同年齢の人口の二〇%しか大学に行つていない。しかたをいふとばを使ひましたが、あとの八割が働いて税金を納めておるというふうな実態がございしますが、しかし高等学校

以下につきましては、むしろ先生が先ほど御指摘になりましたような父兄負担の問題がそこで出てくるような気がいたします。そういう意味から申しまして、高等学校以下、特に高等学校、幼稚園等につきましては、これは父兄負担を軽減するといふ意味合いも含めまして今後考えていく必要があるのではないかと考えているわけでございまして、とりあえず大学と同じように助成を續けて大学と同じような方針で当面助成を續けてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○多田省吾君 それから先ほどお話しのこと、日本育英会の育英資金でございますけれども、先ほどから大臣が私学がこれまで社会に果たしてきた役割りは国立、公立に匹敵する、またそれ以上の貢献というものを考えた場合、また私学の入学金あるいは授業料が高いことにかんがみまして、私はこの育英会の資金等も、どうもいままでは国立優先のようになっておりますけれども、その現状ですね、それからそれをやはり私学にも相当割合を多くしたほうがいいのではないかと、こういうふうに思いますけれども、いかがお考えになりますか。

○国務大臣(坂田道太君) こまかいデータにつきまして、手元に持っておりますけれども、しかしながら、この育英会でお金を貸す方針あるいは基準というものは、国立と公立、私立を問わず一定の基準、たとえば経済状態それから成績というところでやっておるわけでございます、ことさらに国立だけを多くするというような形ではやっておらない、結果としてはかなり国立のほうに片寄っておりますということであらうかと思つてあります。その他の、たとえば教員養成の大学に行かれる方々には特別のワケを考えておるとか、いろいろなくふうがあるわけでございますが、この点につきましては今後十分ひとつ検討をしていかなければならぬのじやなからうかというふうに思っております。やはり私としましては、先ほどお触れになりましたような銀行の貸し付け制度というものを定着させたならば相当にこの点は働いてくるのじやなからうかというふうに思っております。

○政府委員(岩間英太郎君) 先ほど御質問がございました夜間の学部でございますが、現在国立におきましては九大学十二学部の夜間の学部がございまして、大学の名前を具体的に申し上げますと、室蘭工業大学、横浜国立大学、名古屋工業大学、大阪外語大学、大阪教育大学、神戸大学、岡山大学、広島大学、九州工業大学でございます。

なお私どものほうとしましては、夜間の学部の要求がございました場合にはこれは全部受け入れてやっております。したがって私どものほうから特定の大学に夜間部をつくつたらどうかということは非常に言いにくいことでございますが、そういうことを申した場合もございまして、大学、大学のほうの事情によりましてなかなかかかどらなないというふうな事情がございまして、

○多田省吾君 まあ私立学校教育の振興のための寄付金募集という問題がございまして、時間もございませんで、先ほどの説明で大体わかりましたけれども、やはり姿勢としていまは政治献金に対する寄付の問題等から見て、最も国民にとつて大事な教育に対する寄付金が減免措置が非常によくないと、こういう世論が多いわけでございます。そういうことにかんがみ、法人寄付の損金算入の問題とか、あるいはこういった個人の寄付の減免措置等についてもつと強力に、これは大蔵省の管轄でございますけれども、文部省としても強力に要求していただきたと、こういう私たちは気が持っております。まあ説明はけっこうでございますが、今後その方向についてどういう要求をなさるお考えでいるのか、一応お答え願いたいと思つてます。

税というのは一種の補助金であるというふうな意味合いも私どものほうで理解できないことはないと思つて、またそれくらい重要な要に扱つて差しつかえないのじやないかと思つてますけれども、しかし、寄付金を私学の教育研究のために充てるというところは、これはまあ国民の御納得をいただけることじやないかというふうに考えておりますから、その緩和、減免税のことにつきまして、これからは特に力を入れてまいりたい。また、それに対しましては、総理、それから大蔵省におきましても、非常に理解を持っておると私どもも理解をしておるわけでございます。具体的内容につきましては、個人寄付の足切り、頭打ちの緩和、それから法人の指定寄付につきましては、免税の対象の拡大、それから免税の条件といたしまして、まあ十社とか十人以上とか、あるいは一社でもつて半分以上とかというふうな制限がございまして、そういうふうな条件につきまして、これを緩和してほしいというのがたまたま私どもの要求でございます。

○多田省吾君 最後に、まあいまのお話しのようには、私大に子供さんを通わせているところのほうは、税金の二重負担だと、このように嘆いておるのです。また、いまは父兄の方々もうレジャーの余裕があるんだつたら子供さんをどうしても大学まで出したいと、こういう気で生活費を切り詰めてまで相当の努力を払つていかなければならない、こういう現状でございます。しかも国立、公立に対して私立大学のいかにも虐待された姿、国立が七十六万円の補助があるのに私立は一万円しかないというふうな現状、こういったことからある経済学者なんかは、もうこのように大事な日本の教育、しかも高等教育、大学の公的教育費の支出の比率をたとえば一%ふやせば四千億円ふやせるのじやないか。これはまあちよつと極端でありまして、これは理想としては望ましいわけですが、ですから四千億円のうち二千億は私学への公的補助として授業料を下げてしかも内容を充実していく。あとの二千億は地方の国立大学へ投資すればいいじやないか。こういったことを理想的におつしやる評論家もいるわけですが、また今後も数年間で私大に対する人件補助費も大体五割まで持つていくという方針でおられるようでありまして、けれども、ひとつ、いまの物価高あるいは教育の重大性にかんがみまして、それをなるべく切り詰めて早急にそれを実現していただきたい。あるいは五割までと限定しないで、アメリカ、イギリス等に見られるようにやはりそれ以上のことも考えていただきたい。さらには一番現在論争の対象になつておりますところの文部省あるいは政府も、あるいはこの財団に対する、あるいは私学に対する自主性をそこなうようなそういう動きは絶対にやめていただきたいという問題です。この問題を最後に要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思つてます。

○委員長(楠正俊君) 本案についての質疑は、本日はこの程度とし、これについて散会いたします。

午後三時五十五分散会

四月二十八日委員会に左の案件を付託された。

一、へき地教育振興法の一部を改正する法律案(鈴木力君外一名発議)

へき地教育振興法の一部を改正する法律案  
へき地教育振興法(昭和二十九年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「恵まれぬ」を「恵まれない、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い」に改める。

第三条第五号を次のように改める。

五、へき地学校において学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)による学校給食(以下「学校給食」という。)を実施すること。

次に第三条の二号を加える。

六、へき地学校の児童及び生徒のための寄宿舎

へき地学校の児童及び生徒の通学のための自動車又は船舶の購入、整備及び運行その他へき地学校の児童及び生徒の通学を容易にするため必要な措置（前号に掲げるものを除く。）を講ずること。

第四条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三へき地学校に養護教諭又は養護助教諭を置く。

第五條の第三項中「級別に應ずる支給割合を乗じて算出するものとし、当該級別の指定は条例で行い、当該支給割合は条例で定めるものとする」を「級別及び種別に應ずる支給割合を乗じて算出するものとする。ただし、その額が、へき地学校の級別及び種別に応じて定められる最低保障額に達しないときは、その最低保障額に相当する額を、へき地手当の月額とするものとする」に改め、同条第二項中「程度の軽重」を「程度及び市町村の財政の状況」に、「その級別指定の基準は、文部省令で定める」を「へき地手当に関するへき地学校の種別は、五級について、へき地学校の所在地の保健、医療その他の衛生に関する環境の程度に応じ、一種から三種までとする」に改め、同条第三項中「第一項の規定による」を削り、「級別の」を「級別及び種別の」に改め、「前項の規定により」を削り、「級別指定」を「級別及び種別の指定」に、「これを」を「条例で、」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項に規定する支給割合は、次の表の上欄

|                      |               |         |
|----------------------|---------------|---------|
| へき地学<br>校の級別<br>及び種別 | 基準となるベ<br>き割合 | 最低保障基準額 |
|----------------------|---------------|---------|

|    |        |           |
|----|--------|-----------|
| 一級 | 百分の十   | 三千五百円     |
| 二級 | 百分の十五  | 五千二百五十円   |
| 三級 | 百分の二十  | 七千円       |
| 四級 | 百分の二十五 | 八千七百五十円   |
| 五級 | 一種     | 一万五百円     |
|    | 二種     | 一万七千五百五十円 |
|    | 三種     | 一万二千六百円   |

第五條の三を第五條の五とし、第五條の二を第五條の四とし、第五條の次に次の二條を加える。

（市町村の負担）  
 第五条の二へき地学校において学校給食を実施

する場合における学校給食法第六条第二項の学校給食費は、同項の規定にかかわらず、当該へき地学校を設置する市町村の負担とする。

（生活指導に従事する教諭等）

第五條の三 都道府県は、へき地学校にもつづら児童又は生徒の生活指導に従事する教諭又は助教諭を置かなければならない。

第六條第一項中「第三條」を「第三條第一項」改め、「事務」の下に「（同條第一項第六号に掲げ

事務にあつては、寄宿舎職員を配置する寄宿舎に係るものに限る。」を加え、「二分の一」を「十

の八」に改め、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「及び算定基準」を「算定基準その他

助に關し必要な事項」に改め、同項を同条第四とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一

2 国は、市町村が第三条第一項第六号に規定する寄宿舎に寄宿する児童又は生徒に対して食事を与える場合には、当該市町村に対し、当該食事を給するために要する経費（学校給食の実施に係るものを除く。）で当該市町村の負担に係るものについて、その十分の八を補助する。

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行

する。ただし、第二条の改正規定及び第五条の  
三第一項から第四項までの改正規定は、昭和四

十五年十月一日から施行する。

2 昭和四十五年度以前の予算に係る国庫補助金については、なお従前の例による。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十六年度約百七十八億四千五百万円（昭和四十五年度約三億六千五百万円）の見込みである。

五月一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願（第二七五〇号）（第二八〇九号）

一、山村へき地の医療保健対策強化のため医科

大学の新設等に関する請願（第一七六四号）  
（第二七七六号）（第二八二八号）（第二八七五

号)(第二八七六号)(第二八七七号)(第二八七八号)(第二九三二号)(第二九三三号)(第二

九三三號)(第二九三四號)(第二九六〇號)(第二九七七號)(第二九七八號)(第二九七九號)

（第二九八一號）（第二九八三號）（第二九九五號）（第二九九六號）（第二九九七號）（第三〇七

三號)(第三〇七四號)(第三一一五號)(第三一四九號)(第三一五〇號)(第三一五一號)(第三

一、山村へき地並びに離島の医療対策として国

公立医学専門学校の設置に関する請願（第二七七七号）（第二八六八号）（第三〇七二号）（第

一、靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(第二七七八号)(第二七七九号)(第二七九九号)(第二八〇〇号)(第二八一〇号)(第二八一九号)(第二八二〇号)(第二八三〇号)(第二八四〇号)(第二八五〇号)(第二八六〇号)(第二八七〇号)(第二八八〇号)(第二八九〇号)(第二九〇〇号)(第二九一〇号)(第二九二〇号)(第二九三〇号)(第二九四〇号)(第二九五〇号)(第二九六〇号)(第二九七〇号)(第二九八〇号)(第二九九〇号)(第三〇〇〇号)

号(第二八三三七号)(第二八三八号)(第二八四

三號)(第二八四四號)(第二八四五號)(第二八四六號)(第二八九九號)(第二九〇〇號)(第二

九〇一号(第二九〇二号)(第二九〇三号)(第二九〇四号)(第二九〇五号)(第二九〇六号)

（第二九〇七号）（第二九〇八号）（第二九六二  
号）（第二九六三号）（第二九八八号）（第二九八

九号)(第二九九〇号)(第二九九一号)(第二九九二号)(第二九九三号)(第二九九四号)(第二九九五号)(第二九九六号)(第二九九七号)(第二九九八号)(第二九九九号)(第三〇〇〇号)

○二二号)(第三〇二三号)(第三〇二五号)(第三〇七八号)(第三〇七九号)(第三〇八三三)

(第三〇八四号)(第三〇八五号)(第三〇八六号)(第三〇八七号)(第三〇八八号)(第三〇八九号)

九号)(第三〇九〇号)(第三〇九一号)(第三〇

二〇〇号)(第三二〇一号)第三二〇二号)(第

(第三二一九号)(第三三二〇号)(第三三二一  
号)(第三三二二号)(第三三二三号)(第三三二四

四号) (第三二二五号) (第三二二六号)

養護教諭の全校配置並びに養護教諭養成所設置等に関する請願（第二七八〇号）（第二八

一三三号)(第三一七六号)(第三一八二号)

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願  
(第二八四〇号)(第二八六九号)(第二八七三

号)(第二八七四号)(第二八八九号)(第二八九〇号)(第二八九一号)(第二九四五号)(第二九

八〇号)(第二九八一号)(第三〇一二号)(第三〇四一号)(第三〇四二号)(第三一三九号)(第

三二四〇号

第二七五〇号 昭和四十五年四月十七日受理  
女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する  
請願者 神奈川県川崎市北加瀬二六四ノ  
一 三浦範子外十一名  
紹介議員 山高しげり君  
この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二八〇九号 昭和四十五年四月十七日受理  
女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する  
請願者 東京都目黒区洗足一ノ三〇ノ五  
高田志子外二十三名  
紹介議員 中沢伊登子君  
この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二八一〇号 昭和四十五年四月十七日受理  
女子教育職員の子育休暇制度法制化促進に関する  
請願者 大阪府住吉区帝塚山東一丁目 中  
園千代子外八十名  
紹介議員 安永 英雄君  
この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第三一〇二号 昭和四十五年四月二十二日受理  
女子教育職員の子育休暇制度法制化促進に関する  
請願者 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江一、  
四一六 増田政子外二百名  
紹介議員 安永 英雄君  
この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二七六四号 昭和四十五年四月十七日受理  
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の  
新設等に関する請願  
請願者 山梨県北巨摩郡須玉町 上村慶一  
外二十六名

紹介議員 吉江 勝保君  
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二七七六号 昭和四十五年四月十七日受理  
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の  
新設等に関する請願  
請願者 岩手県二戸郡福岡町字横丁二四福  
岡町長 国分保男外二十七名  
紹介議員 増田 盛君  
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二八二八号 昭和四十五年四月十八日受理  
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の  
新設等に関する請願  
請願者 福島県東白川郡矢祭町大字関岡宇  
天神沢二九 古張信二外二十七名  
紹介議員 石原幹市郎君  
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二八七五号 昭和四十五年四月二十日受理  
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の  
新設等に関する請願  
請願者 徳島県海部郡日和佐町日和佐浦  
鈴口貞雄外二十五名  
紹介議員 久次米健太郎君  
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二八七六号 昭和四十五年四月二十日受理  
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の  
新設等に関する請願  
請願者 北海道沙流郡日高町町字日高二九  
九ノ一日高町長 占部久重外二十  
六名  
紹介議員 河口 陽一君  
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二八七七号 昭和四十五年四月二十日受理  
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の  
新設等に関する請願  
請願者 山梨県北巨摩郡須玉町 上村慶一  
外二十六名

新設等に関する請願

請願者 群馬県吾妻郡六合村大字赤岩九五  
九ノ一 篠原秀雄外二十四名  
紹介議員 丸茂 重貞君  
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二八七八号 昭和四十五年四月二十日受理  
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の  
新設等に関する請願(二通)  
請願者 和歌山県東牟婁郡北山村大沼四二  
北山村長 高須治規外四十二名  
紹介議員 前田佳都男君  
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二九三二号 昭和四十五年四月二十日受理  
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の  
新設等に関する請願  
請願者 福島県相馬郡飯館村深谷一九三  
末木進外二十七名  
紹介議員 石原幹市郎君  
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二九三三号 昭和四十五年四月二十日受理  
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の  
新設等に関する請願  
請願者 長野県小県郡九子町大字長瀬二、  
四二六 池内健助外二十七名  
紹介議員 小山邦太郎君  
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二九三三号 昭和四十五年四月二十日受理  
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の  
新設等に関する請願  
請願者 岡山県吉田郡阿波村一、二三八  
石田高憲外十七名  
紹介議員 小枝 一雄君  
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二九三三号 昭和四十五年四月二十日受理  
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の  
新設等に関する請願  
請願者 岡山県吉田郡阿波村一、二三八  
石田高憲外十七名  
紹介議員 小枝 一雄君  
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二九三三号 昭和四十五年四月二十日受理  
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の  
新設等に関する請願  
請願者 岡山県吉田郡阿波村一、二三八  
石田高憲外十七名  
紹介議員 小枝 一雄君  
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二九三三号 昭和四十五年四月二十日受理  
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の  
新設等に関する請願  
請願者 岡山県吉田郡阿波村一、二三八  
石田高憲外十七名  
紹介議員 小枝 一雄君  
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二九三三号 昭和四十五年四月二十日受理  
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の  
新設等に関する請願  
請願者 岡山県吉田郡阿波村一、二三八  
石田高憲外十七名  
紹介議員 小枝 一雄君  
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の  
新設等に関する請願(二通)

請願者 群馬県多野郡上野村上野村長 黒  
沢丈夫外五十二名  
紹介議員 近藤英一郎君  
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二九六〇号 昭和四十五年四月二十日受理  
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の  
新設等に関する請願  
請願者 福島県南会津郡伊南村伊南村長  
馬場洪治外二十六名  
紹介議員 鈴木 省吾君  
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二九七七号 昭和四十五年四月二十一日受理  
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の  
新設等に関する請願(二通)  
請願者 和歌山県有田郡広川町大字下津木  
一、八六〇 小原茂外五十五名  
紹介議員 和田 鶴一君  
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二九七八号 昭和四十五年四月二十一日受理  
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の  
新設等に関する請願  
請願者 愛知県南設楽郡作手村大字高里字  
木戸口二〇作手村長 木村由延外  
二十六名  
紹介議員 森 八三三君  
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二九七九号 昭和四十五年四月二十一日受理  
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の  
新設等に関する請願(二通)  
請願者 長野県小県郡武石村大字下本入  
児王正志外五十五名  
紹介議員 青木 一男君

第二九七九号 昭和四十五年四月二十一日受理  
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の  
新設等に関する請願(二通)  
請願者 長野県小県郡武石村大字下本入  
児王正志外五十五名  
紹介議員 青木 一男君

第二九七九号 昭和四十五年四月二十一日受理  
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の  
新設等に関する請願(二通)  
請願者 長野県小県郡武石村大字下本入  
児王正志外五十五名  
紹介議員 青木 一男君

第二九七九号 昭和四十五年四月二十一日受理  
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の  
新設等に関する請願(二通)  
請願者 長野県小県郡武石村大字下本入  
児王正志外五十五名  
紹介議員 青木 一男君

第二九七九号 昭和四十五年四月二十一日受理  
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の  
新設等に関する請願(二通)  
請願者 長野県小県郡武石村大字下本入  
児王正志外五十五名  
紹介議員 青木 一男君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二九八二号 昭和四十五年四月二十一日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願(二通)

請願者 群馬県吾妻郡端恋村大字大笹二七

二 土屋長男外五十三名

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二九八三号 昭和四十五年四月二十一日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願(二通)

請願者 大分県日田郡前津江村大字赤石

一、六八〇 長谷部一夫外四十三名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二九五五号 昭和四十五年四月二十一日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 富山県東砺波郡利賀村利賀三一

八 野原清治外二十六名

紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二九六号 昭和四十五年四月二十一日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願(二通)

請願者 長野県小県郡長門町大字長久保五

二五ノ一 君川正近外四十七名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二九七号 昭和四十五年四月二十一日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願(二通)

請願者 岡山県川上郡川上町大字高山二四

四 吉本孝也外五十三名

紹介議員 小枝 一雄君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第三〇七三三号 昭和四十五年四月二十二日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 岩手県岩手郡葛巻町葛巻一ノ三

〇ノ五 向川原孝外二十五名

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第三〇七四号 昭和四十五年四月二十二日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 大分県南海部郡宇目町大字千束

一、〇七五 宇目町長小間憲三

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第三一五五号 昭和四十五年四月二十二日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 愛媛県越智郡玉川町大字龍岡上丙

六三 阿部久一外二十六名

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第三一四九号 昭和四十五年四月二十三日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 北海道中川郡中川町 岡田国一外

二十七名

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第三一五〇号 昭和四十五年四月二十三日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 秋田県由利郡島海村下川内字矢ノ

本四七 三杏伴男外十三名

紹介議員 山崎 五郎君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第三一五一号 昭和四十五年四月二十三日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 宮城県柴田郡川崎町川崎町長 斎

藤忠夫外二十六名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第三一五二号 昭和四十五年四月二十三日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 埼玉県児玉郡神泉村大字阿久原二

三一 須藤章一外二十六名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第三一五三三号 昭和四十五年四月二十三日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 群馬県利根郡水上町大字湯原六四

水上町長 小野里茂作他八十一名

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第三一七五号 昭和四十五年四月二十三日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 岩手県岩手郡松尾村寄木二七ノ一

三七ノ二 沼田宗一外二十六名

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二七七七号 昭和四十五年四月十七日受理

学専門学校の設置に関する請願

請願者 岐阜県揖斐郡坂内村坂内村長 山

上伝蔵外二十五名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一六六一号と同じである。

第二八六八号 昭和四十五年四月十八日受理

山村へき地並びに離島の医療対策として国公立医学専門学校の設置に関する請願

請願者 岐阜県揖斐郡坂内村坂内村長 山

上伝蔵外二十五名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第一六六一号と同じである。

第三〇七二二号 昭和四十五年四月二十二日受理

山村へき地並びに離島の医療対策として国公立医学専門学校の設置に関する請願(二通)

請願者 奈良県吉野郡下北山村大字下桑

原 伸哲司外五十一名

紹介議員 新谷 寅三郎君

この請願の趣旨は、第一六六一号と同じである。

第三一五四号 昭和四十五年四月二十三日受理

山村へき地並びに離島の医療対策として国公立医学専門学校の設置に関する請願

請願者 和歌山県伊都郡花園村大字梁瀬五

四八花園村長 北浦利昭外十二名

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第一六六一号と同じである。

第二七七八号 昭和四十五年四月十七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二通)

請願者 福岡市大字下山門一、五七八ノ

七 富川アイ外百二十四名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二七七九号 昭和四十五年四月十七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二通）

請願者 東京都目黒区目黒本町一ノ一二ノ六 小川義郎外九十九名

紹介議員 横川 正市君  
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二七九号 昭和四十五年四月十七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（五通）

請願者 東京都板橋区宮本町五六 遠藤昭外七千四百九十九名

紹介議員 瓜生 清君  
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二八〇号 昭和四十五年四月十七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二八通）

請願者 千葉県野田市谷津四一五 関根清治外四千五百五十九名

紹介議員 片山 武夫君  
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二八〇一号 昭和四十五年四月十七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（五十通）

請願者 東京都板橋区大山町六 広原三郎外七千四百九十九名

紹介議員 田淵 哲也君  
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二八〇二号 昭和四十五年四月十七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二十五通）

請願者 埼玉県川越市大塚新田四〇九 牛窪晴子外三千七百五十一名

紹介議員 高山 恒雄君  
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二八〇三号 昭和四十五年四月十七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二十七通）

請願者 埼玉県春日部市大字下大増新田四六二 岡崎嘉章外四千九十九名

紹介議員 中沢伊登子君  
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二八〇四号 昭和四十五年四月十七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二十五通）

請願者 東京都豊島区池袋本町三ノ一〇ノ六 太田久子外三千七百四十八名

紹介議員 中村 正雄君  
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二八〇五号 昭和四十五年四月十七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二十八通）

請願者 千葉県野田市中野台一、〇四一 岡野勝尾外四千八十六名

紹介議員 萩原幽香子君  
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二八〇六号 昭和四十五年四月十七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（四十一通）

請願者 東京都板橋区赤塚一ノ一〇ノ四 大野次郎外六千三百三十七名

紹介議員 松下 正寿君  
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二八〇七号 昭和四十五年四月十七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（四十五通）

請願者 埼玉県朝霞市宮戸一、〇三三 山田二期外六千七百四十八名

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二八〇八号 昭和四十五年四月十七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（三十八通）

請願者 東京都板橋区大谷口上町五八 佐藤忠義外五千六百八十八名

紹介議員 村尾 重雄君  
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二八二三号 昭和四十五年四月十八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市南六軒一 土戸清外二百八十四名

紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二八三三三号 昭和四十五年四月十八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 東京都足立区北加平町二六五 兼子敬外二百十三名

紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二八三四号 昭和四十五年四月十八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 横浜市鶴見区馬場町四〇三 池原成雄外二百二十二名

紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二八三五号 昭和四十五年四月十八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 神戸市東灘区御影町西平野字天神山一九ノ六四 神谷真夕美外二百二名

第二八三六号 昭和四十五年四月十八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 神戸市灘区一王山町二ノ八 久野みえ子外二百四十九名

紹介議員 須藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二八三七号 昭和四十五年四月十八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 東京都練馬区大泉学園五〇四 安藤克彦外百九十九名

紹介議員 野坂 参三君  
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二八三八号 昭和四十五年四月十八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 福岡県筑後市大字山の井東三〇七ノ一 樋口登代子外百六十四名

紹介議員 渡辺 武君  
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二八四三三号 昭和四十五年四月十八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（四十九通）

請願者 千葉県安房郡天津小湊町内浦二八四 勝又祥博外七千二百七十一名

紹介議員 瓜生 清君  
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二八四四号 昭和四十五年四月十八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二十五通）

請願者 東京都杉並区方南一ノ二二ノ九 小橋利充外三千七百五十一名

紹介議員 片山 武夫君  
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二

十七通)

請願者 静岡市中田三ノ四ノ一 一杉金  
吾外四千五十名

紹介議員 高山 恒雄君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二八四六号 昭和四十五年四月十八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二十八通)

請願者 静岡市鷹匠町二ノ七 大石久子外  
四千百九十六名

紹介議員 松下 正寿君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二八九九号 昭和四十五年四月二十日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(百通)

請願者 東京都中野区南台一ノ八ノ一九  
大日向卯三郎外一万四千九百八十八  
六名

紹介議員 瓜生 清君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二九〇〇号 昭和四十五年四月二十日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(七十六通)

請願者 山梨市江曾原八七六 久保川哲夫  
外一万三千三百七十九名

紹介議員 片山 武夫君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二九〇一号 昭和四十五年四月二十日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(六十六通)

請願者 宮城県名取郡秋保町上陽向二一  
佐藤甚右衛門外九千二百五十五名

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二九〇二号 昭和四十五年四月二十日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(四十八通)

請願者 千葉市本町二ノ一ノ七 木村栄蔵  
外七千六十名

紹介議員 高山 恒雄君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二九〇三号 昭和四十五年四月二十日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(百通)

請願者 東京都八王子市大谷町三ノ二  
肥後正光外一万四千九百四十二名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二九〇四号 昭和四十五年四月二十日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(七十五通)

請願者 東京都八王子市橋原町四七〇 川  
村直正外一万二千二百二十五名

紹介議員 中村 正雄君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二九〇五号 昭和四十五年四月二十日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(六十二通)

請願者 東京都世田谷区下馬三ノ二五ノ一  
鈴木繁治外九千三百三十名

紹介議員 萩原幽香子君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二九〇六号 昭和四十五年四月二十日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(百通)

請願者 東京都目黒区目黒本町一ノ九ノ二  
岡崎英郎外一万四千九百八十八名

紹介議員 松下 正寿君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二九〇七号 昭和四十五年四月二十日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(六十七通)

請願者 東京都江戸川区本一色町六一 豊  
田寛治外一万三千八十八名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二九〇八号 昭和四十五年四月二十日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(百通)

請願者 東京都目黒区目黒本町六ノ二二ノ  
六 小俣行男外一万五千五百名

紹介議員 村尾 重雄君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二九一二号 昭和四十五年四月二十日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二通)

請願者 東京都町田市木曾町五三九木曾住  
宅五三八号 藤井千昭外九十九名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二九一三号 昭和四十五年四月二十日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(五通)

請願者 東京都町田市玉川学園五ノ一二ノ  
一七 二宮満子外二百四十九名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二九一八号 昭和四十五年四月二十一日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二十六通)

請願者 愛媛県伊予郡松前町南黒田原七四

二 谷本清秀外三千七百四十二名

紹介議員 片山 武夫君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二九一九号 昭和四十五年四月二十一日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(五十通)

請願者 静岡県庵原郡由比町今宿三六三  
佐野久夫外七千三百三十二名

紹介議員 高山 恒雄君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二九二〇号 昭和四十五年四月二十一日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二十五通)

請願者 静岡県庵原郡由比町西倉沢四六ノ  
二 鈴木君子外三千七百四十八名

紹介議員 中村 正雄君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二九二一号 昭和四十五年四月二十一日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二十五通)

請願者 東京都杉並区和田一ノ八ノ一二  
飯塚昌平外三千六百七十名

紹介議員 松下 正寿君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二九二二号 昭和四十五年四月二十一日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二十五通)

請願者 福島県南会津郡只見町只見上町五  
四六 大竹貫一外三千六百二十六名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

十五通)

請願者 群馬県邑楽郡赤松町秋妻三三六

白石紋造外三千六百五十三名

紹介議員 村尾 重雄君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二九九四号 昭和四十五年四月二十一日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二十五通)

請願者 群馬県邑楽郡明和村大字新里五七

一ノ二 谷津好一外三千七百二十

二名

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第三〇二二二号 昭和四十五年四月二十一日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二

通)

請願者 長崎県江平町四七〇 中知子外九

十九名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第三〇二三三三号 昭和四十五年四月二十一日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 東京都町田市森野六ノ三六二ノ

七 石原富美子外四十九名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第三〇二五五号 昭和四十五年四月二十一日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 東京都練馬区桜台一ノ三三 高岡

聡子外二百九十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第三〇七八八号 昭和四十五年四月二十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 長崎県市上小島町八四 小川和俊外

四十九名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第三〇七九号 昭和四十五年四月二十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二

通)

請願者 東京都町田市木曾町五三九ノ五一

〇号 田中明美外九十九名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第三〇八三三三号 昭和四十五年四月二十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(七

十五通)

請願者 東京都足立区西新井五ノ一三ノ一

二 島村幸子外一万二千二百十名

紹介議員 瓜生 清君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第三〇八四四号 昭和四十五年四月二十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(五

十通)

請願者 茨城県水戸市松本町五ノ八 堀花

子外七千八百八十五名

紹介議員 片山 武夫君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第三〇八五五号 昭和四十五年四月二十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(七

十五通)

請願者 岐阜市瑞穂町 西塚静枝外一万千

二百四十名

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第三〇八六六号 昭和四十五年四月二十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(七

十五通)

請願者 東京都足立区大谷田一ノ一三ノ

七 西川きい外一万二千二百二十五

名

紹介議員 高山 恒雄君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第三〇八七七号 昭和四十五年四月二十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(七

十五通)

請願者 横浜市磯子区田中町四九七 吉田

孝外一万千七百七十八名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第三〇八八八号 昭和四十五年四月二十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(百

通)

請願者 静岡県富士郡芝川町羽鶴五一七

後藤ひろ子外一万四千五百六十七

名

紹介議員 中村 正雄君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第三〇八九九号 昭和四十五年四月二十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(七

十五通)

請願者 東京都足立区千住五ノ四七 長野

藤一郎外一万九百八十八名

紹介議員 萩原幽香子君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第三〇九〇〇号 昭和四十五年四月二十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(七

十五通)

請願者 千葉県市川市若宮町二ノ二二ノ

三 島田一郎外一万二千三百三十八名

紹介議員 松下 正寿君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第三〇九一〇号 昭和四十五年四月二十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(七

十五通)

請願者 東京都足立区足立三ノ七ノ一 佐

久間吉三外一万二千二百四十五名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第三〇九二二号 昭和四十五年四月二十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(七

十四通)

請願者 静岡県富士市入山瀬三八五ノ四

望月政子外一万九千九十九名

紹介議員 村尾 重雄君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第三一八〇〇号 昭和四十五年四月二十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(三

通)

請願者 長崎県本原町二〇ノ一四 野崎英

和外百二十三名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第三一八一八号 昭和四十五年四月二十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(三

通)

請願者 神奈川県津久井郡藤野町日連一、

四九二 真板達雄外百四十九名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第三二〇〇〇号 昭和四十五年四月二十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 千葉県春日二ノ二五ノ一七 小倉

修二外七十四名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（七十三通）

第三二〇一号 昭和四十五年四月二十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 新潟県村上市庄内町 中西昌枝外

二十四名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第三二〇二号 昭和四十五年四月二十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 千葉市道場南一〇〇 中村孝雄外

七十四名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第三二〇三号 昭和四十五年四月二十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区東玉川二ノ七〇

六 清水妙子外四十六名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第三二〇四号 昭和四十五年四月二十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 東京都豊島区西池袋三ノ三立教大

学内 平木典子外二十四名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第三二〇五号 昭和四十五年四月二十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 東京都町田市山崎団地四ノ一

八ノ四〇二 石田睦子外一万五百八十六名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第三二〇六号 昭和四十五年四月二十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 大阪府生野区北生野町二ノ七八

服部光宏外一万三千三百九十名

紹介議員 中村 正雄君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第三二〇七号 昭和四十五年四月二十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（七十四通）

請願者 神奈川県横浜市西田原九八五 山

口アサ外一万九千九十九名

紹介議員 松下 正寿君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第三二〇八号 昭和四十五年四月二十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（七十四通）

請願者 横浜市瀬谷区瀬谷町四、一三一

生方栄子外一万九百七十三名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第三二〇九号 昭和四十五年四月二十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（九十七通）

請願者 愛媛県東宇和郡明浜町高山 畔地

亦五郎外一万四千四百七十八名

紹介議員 村尾 重雄君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第三二一〇号 昭和四十五年四月二十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（九十七通）

請願者 兵庫県津名郡東浦町河内六九三

岡田克芳外七十三名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一八九六号と同じである。

第三二一一号 昭和四十五年四月二十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（九十七通）

請願者 神奈川県小田原市蓮正寺九六四

鈴木彰外千四百九名

紹介議員 鈴木彰外千四百九名

この請願の趣旨は、第一八九六号と同じである。

第三二一二号 昭和四十五年四月二十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（九十七通）

請願者 兵庫県西宮市堀切町八ノ二 田淵

養護教諭の全校必置並びに養護教諭養成所設置等

に関する請願（二通）

請願者 神奈川県小田原市蓮正寺九六四

鈴木彰外千四百九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一八九六号と同じである。

第二八七〇号 昭和四十五年四月十八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（七十四通）

請願者 大阪府城東区北中浜町二ノ五四

中川君代外八百五十名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一八九六号と同じである。

第三二一三号 昭和四十五年四月二十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（七十四通）

請願者 大分県別府市西野口町一ノ二

藤島長平外千四百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一八九六号と同じである。

第三二一四号 昭和四十五年四月二十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（九十七通）

請願者 大阪府東住吉区駒川町二ノ五三

井須隆一郎外千五百二十三名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一八九六号と同じである。

第三二一五号 昭和四十五年四月二十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（九十七通）

請願者 兵庫県西宮市堀切町八ノ二 田淵

養護教諭の全校必置並びに養護教諭養成所設置等

に関する請願（二通）

請願者 兵庫県西宮市堀切町八ノ二 田淵

養護教諭の全校必置並びに養護教諭養成所設置等

に関する請願（二通）

請願者 兵庫県西宮市堀切町八ノ二 田淵

養護教諭の全校必置並びに養護教諭養成所設置等

に関する請願（二通）

請願者 兵庫県西宮市堀切町八ノ二 田淵

養護教諭の全校必置並びに養護教諭養成所設置等

に関する請願（二通）

請願者 兵庫県西宮市堀切町八ノ二 田淵

養護教諭の全校必置並びに養護教諭養成所設置等

に関する請願（二通）

請願者 兵庫県西宮市堀切町八ノ二 田淵

美代子外千二百六十六名  
紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一八九六号と同じである。

第二八四〇号 昭和四十五年四月十八日受理  
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願

請願者 茨城県筑波郡筑波町中宮間 青木  
平男外三千二百三十四名

紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二八六九号 昭和四十五年四月十八日受理  
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(十通)

請願者 山口県豊浦郡豊田町大字高山 岡  
村初登外二百十九名

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二八七三三号 昭和四十五年四月二十日受理  
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(十五通)

請願者 大阪府摂津市別府八二 永田トヨ  
ノ外六百三十二名

紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二八七四号 昭和四十五年四月二十日受理  
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(六通)

請願者 山口県下松市生野屋下 井本静江  
外百二十六名

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二八八九号 昭和四十五年四月二十日受理  
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願

請願者 兵庫県多紀郡篠山町野間四二七  
酒井茂外一万五百六十六名

紹介議員 大谷藤之助君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二八九〇号 昭和四十五年四月二十日受理  
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願

請願者 長野市信更町赤田七八六信更町遺  
族会内 小林由治外千五百四十名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二八九一〇号 昭和四十五年四月二十日受理  
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願

請願者 新潟県燕市大字東太田三、六六八  
加藤虎平外二千二百九十七名

紹介議員 佐藤 隆君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二九四四〇号 昭和四十五年四月二十日受理  
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(二通)

請願者 山口県秋市市沖原 高杉キヌコ外四  
十七名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二九八〇号 昭和四十五年四月二十一日受理  
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願

請願者 群馬県群馬郡箕郷町白川四五五  
斎藤繁太郎外三千五百六十八名

紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二九八一一号 昭和四十五年四月二十一日受理  
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(五通)

請願者 山口県萩市大井港二、九七二 岩  
崎岩雄外百二十一

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三〇一二号 昭和四十五年四月二十一日受理  
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(二通)

請願者 山口県下松市高砂町西 武居林一  
外四十七名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

請願者 山口県下松市高砂町西 武居林一  
外四十七名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三〇四一〇号 昭和四十五年四月二十二日受理  
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願

請願者 群馬県碓氷郡松井町大字下増田  
二、〇九七 小坂橋千松外四千七  
百五十八名

紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三〇四二〇号 昭和四十五年四月二十二日受理  
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(五通)

請願者 山口県豊浦郡豊浦町宇賀湯玉北  
桜井三郎外百二十一

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三一三九〇号 昭和四十五年四月二十三日受理  
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(九通)

請願者 大阪府西成区玉出本通二ノ一三  
植田治外千九百八十九名

紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三一四〇〇号 昭和四十五年四月二十三日受理  
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(五通)

請願者 山口県下松市大字山田梅本原 松  
村すみれ外百八名

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

忠二君外一名(参議)

児童生徒急増地域等に係る小学校及び中学校の  
施設の整備に関する特別措置法

児童生徒急増地域等に係る小学校及び中学校  
の施設の整備に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、児童生徒急増地域並びに集  
団的な住宅の建設及び宅地の造成等の行なわれ  
る地域に係る小学校及び中学校の校舎の建築、  
小学校及び中学校の用に供する土地の取得等に  
関して必要な特別措置を定めることを目的とす  
る。

(定義)

第二条 この法律において「児童」とは、学校教  
育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十三  
条に規定する学齢児童をいう。

2 この法律において「生徒」とは、学校教育法  
第三十九条第二項に規定する学齢生徒をいう。

3 この法律において「小学校」とは、市(特別  
区を含む。以下同じ)町村立の小学校をいう。

4 この法律において「中学校」とは、市町村立  
の中学校をいう。

5 この法律において「児童生徒急増地域」とは、  
集団的な住宅の建設、宅地の造成に伴う住宅の  
建設等による児童又は生徒の増加が急激であ  
り、かつ、著しい地域で、政令で指定するもの  
をいう。

(国の負担の特例)

第三条 児童生徒急増地域内にある児童又は生徒  
を就学させることにより生ずる小学校又は中学  
校の教室の不足を解消するための校舎の新築又は  
増築(買収その他これに準ずる方法による取得  
を含む。以下第五条において同じ。)に要する  
経費について義務教育諸学校施設費国庫負担法  
(昭和三十三年法律第八十一号。以下この条に  
おいて「負担法」という。)を適用する場合にお  
いては、同法第三条第一項第一号中「三分の一」  
とあるのは「三分の二」と、同項第二号中「二

五月二日本委員会に左の案件を付託された。  
一、児童生徒急増地域等に係る小学校及び中学  
校の施設の整備に関する特別措置法案(松永

分の「一」とあるのは「三分の二」と読み替えるものとする。

2 児童生徒急増地域内にある児童又は生徒を就学させることにより必要となる小学校又は中学校の屋内運動場の増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）に要する経費について負担法を適用する場合においては、同法第三条第一項第三号中「三分の一」とあるのは「三分の二」と、同項第四号中「二分の一」とあるのは「三分の二」と読み替えるものとする。

3 国は、児童生徒急増地域内にある児童又は生徒を就学させるために設置する小学校又は中学校（当該小学校又は中学校の児童又は生徒の数のうち児童生徒急増地域内から通学することとなる児童又は生徒の数の占める割合が百分の八十以上のものに限る。）の校舎の新築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）に要する経費の三分の二を負担する。この場合において、負担の限度、経費の種目、工事費の算定方法及び事務費の算定方法については、負担法第三条第一項、第四条、第五条第一項、第六条、第七条、第八条第五項及び第九条の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に準じて政令で定める。

4 負担法第十条の規定は、前項の規定の実施に關する事務を行なう場合に準用する。

（国の補助）  
第四条 国は、政令の定めるところにより、児童生徒急増地域内にある児童又は生徒を就学させるために設置する小学校又は中学校の用に供する土地の取得又は整備に要する経費の三分の一を補助することができる。

（国の貸付金）  
第五条 国は、小学校又は中学校の校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費で第三条第一項から第三項までの規定の適用があるもの及び小学校及び中学校の用に供する土地の取得又は整備に要する経費で前条の規定の適用があるものに充てるために必要な資金の貸付について

特別の配慮をするものとする。

（本校及び分校）

第六条 第三項第三項、第四条及び前条の規定の適用については、小学校又は中学校の本校及び分校は、それぞれ一の小学校又は中学校とみなす。

（日本住宅公団の業務の特例）

第七条 日本住宅公団（以下「公団」という。）は、一の市町村の区域内に千戸以上の集団的な住宅の建設又は三十ヘクタール以上の宅地の造成をする場合には、当該集団的な住宅の建設又は宅地の造成をする地域に住所を有することが予定される児童又は生徒を就学させるための小学校又は中学校の校舎（屋内運動場及び校舎以外の工作物を含む。以下同じ。）の新築及び当該小学校又は中学校の用に供する土地の整備をしなければならない。ただし、市町村長が日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）第三十四条の規定により公団に対して意見を述べたに当たり、校舎の新築又は土地の整備をすることを必要としないう旨の申出をしたときは、その申出に係る校舎の新築又は土地の整備をしないことができる。

2 公団は、前項の規定により校舎の新築及び土地の整備をする場合には、政令で定める基準に従つて行なわなければならない。

3 公団は、第一項に規定する集団的な住宅の建設又は宅地の造成の工事が完了したときは、建設省令の定めるところにより、同項に規定する校舎又は土地を当該集団的な住宅の建設又は宅地の造成をした地域をその区域に含む市町村に引き渡さなければならない。

4 市町村は、前項の規定により校舎又は土地の引渡しを受けたときは、当該校舎の新築又は土地の整備に要した費用を引渡しの日から十年をこえない期間内に、公団に対して、支払わなければならない。

（住宅地造成事業の事業主の義務の特例）  
第八条 都市計画法施行法（昭和四十三年法律第

百一号）第七条の規定によりなお従前の例によるものとされている旧住宅地造成事業に関する法律（昭和三十一年法律第六十号。以下この条において「旧法」という。）第四条の事業計画を定めるに当たっては、事業主（旧法第二条第三項に規定する事業主をいう。以下この条において同じ。）は、あらかじめ、施行地区（旧法第二条第五項に規定する施行地区をいう。以下この項において同じ。）内に住所を有することが予定される児童又は生徒の数を施行地区となるべき土地をその区域に含む市町村の教育委員会に通知し、当該児童又は生徒を就学させるために小学校又は中学校を設置することを必要とする土地を必要とする場合において当該市町村教育委員会に意見をきかなければならない。

2 前項の場合において、市町村教育委員会が当該児童又は生徒を就学させるために設置する小学校又は中学校の用に供する土地を必要とするものと認めるときは、事業主は、その土地の確保について協力しなければならない。

3 事業主は、旧法第四条の認可を申請する場合には、第一項の規定に基づく市町村教育委員会の意見の内容及び前項の協力の方法を記載した書類を提出しなければならない。

4 都道府県知事は、事業主が前項の書類を提出しない場合においては、旧法第四条の認可をしてはならない。

5 前四項の規定は、事業主が市町村である住宅地造成事業については、適用しない。

（土地区画整理事業の施行者の義務の特例）

第九条 土地区画整理法の施行者（同法第二百十九号）第四項第一項又は第十四項第一項の事業計画を定めるに当たっては、施行者（同法第二条第三項の施行者をいう。以下この条において同じ。）は、施行地区（同法第二条第四項の施行地区をいう。以下この項において同じ。）となるべき区域内の土地につき都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域及び

び市街化調整区域に関する都市計画が定められるまでの間は、あらかじめ、施行地区内に住所を有することが予定される児童又は生徒の数を施行地区となるべき土地をその区域に含む市町村の教育委員会に通知し、当該児童又は生徒を就学させるために小学校又は中学校を設置することを必要とする場合においてその用に供する土地を必要とするかどうかについて当該市町村教育委員会の意見をきかなければならない。

2 前項の場合において、市町村教育委員会が当該児童又は生徒を就学させるために設置する小学校又は中学校の用に供する土地を必要とするものと認めるときは、施行者は、その土地の確保について協力しなければならない。

3 施行者は、土地区画整理法第四条第一項又は第十四項第一項の認可を申請する場合には、第一項の規定に基づく市町村教育委員会の意見の内容及び前項の協力の方法を記載した書類を提出しなければならない。

4 都道府県知事は、施行者が前項の書類を提出しない場合においては、土地区画整理法第四条第一項又は第十四項第一項の認可をしてはならない。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、昭和四十五年度の予算に係る国の負担金から適用する。

（経過規定）

2 第七条の規定は、この法律施行前に決定した建設計画又は造成計画に係る住宅の建設又は宅地の造成については、適用しない。

3 第八条の規定は、この法律施行前に住宅地造成事業に関する法律第四条の認可の申請のあつた住宅地造成事業については、適用しない。

4 第九条の規定は、この法律施行前に土地区画整理法第四条又は第十四条の認可の申請のあつた土地区画整理事業については、適用しない。（この法律の失効）

5 この法律は、昭和五十年三月三十日限り、その効力を失う。ただし、昭和四十九年度以前の予算に係る国の負担金及び補助金については、同日後もなお従前の例による。

この法律施行に要する経費  
この法律施行に要する経費は、百五億五千二百万円の見込みである。

昭和四十五年五月二十八日印刷

昭和四十五年五月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局